

令和3年度

杉並区教育に関する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価（令和2年度分）報告書

令和 3 年 11 月

杉 並 区 教 育 委 員 会

目 次

第1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施	1
1 はじめに	1
2 実施方針	1
3 学識経験者	1
4 対象事業の選定及び点検・評価の進め方	2
5 対象事業一覧	3
6 教育ビジョン2012の10年の主な取組	4
 第2 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果	 5
1 目標別評価	5
目標Ⅰ 学びをつなげ、切れ目のない教育を進めます	6
目標Ⅱ 学校の経営力・教育力を高めます	18
目標Ⅲ 個に応じた学び・成長をきめ細かく支えます	32
目標Ⅳ 家庭・地域・学校が協働し、共に支える教育を進めます	44
目標Ⅴ 学校教育環境の整備充実を図ります	52
目標Ⅵ 誰もが学び続け、その成果を活かせる地域づくりを進めます	58
2 学識経験者評価	72
3 総括評価	78

第 1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施

1 はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価(以下「点検・評価」という。)を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会への提出とともに、公表が義務付けられています。

この報告書は、同法の規定に基づき、令和 2 年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果をまとめたものです。

今回の結果を、より一層効果的で区民に信頼される教育行政の推進を図るための取組と、新たな教育ビジョン推進計画(以下「新推進計画」という。)の策定につなげていきます。

2 実施方針

教育委員会では、令和 3 年第 13 回定例会において、次のとおり実施方針を定めました。

1 目的等

令和 2 年度分の点検・評価を行い、効果的な教育行政の推進に資するとともに、その結果に関する報告書を区議会に提出するほか公表することにより、区民への説明責任を果たす。また、この結果を活用し、新たな教育ビジョン推進計画の策定につなげていく。

2 実施方法

- ① 新推進計画の策定に向けた検討に当たって、「教育ビジョン2012推進計画」(以下「現推進計画」という。)における取組の評価を踏まえる必要があることから、現推進計画の「今後の主な取組」に掲げた取組を含む計画事業を対象とする。
- ② 対象事業の実施状況を踏まえ、現推進計画の目標に沿った課題や今後の取組の方向性を示すこととする。
- ③ その客観性を確保するため、学識経験者の意見を聴取する。
- ④ その他の事業については、進捗状況等を網羅的、かつ、定量的に評価を行う事務事業評価に委ねることとする。

3 学識経験者

次の 2 名の学識経験者に、ご意見・ご助言をいただきました。(敬称省略、五十音順)

氏名	所属
大 竹 智	立正大学社会福祉学部子ども教育福祉学科教授
牧 野 篤	東京大学大学院教育学研究科教授

4 対象事業の選定及び点検・評価の進め方

今年度は、新ビジョンの策定にあわせて、これに基づく行動計画としての新推進計画を策定する必要があります。そのためには、現推進計画における取組を踏まえる必要があることから、現推進計画の主な計画事業を対象とする点検・評価を行い、この結果を活用し、新推進計画の策定につなげていくこととしました。これは、新ビジョンが、「杉並区教育ビジョン2012」(以下「現ビジョン」という。)の「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」を基盤に、みんなが共に教育を創る当事者として学び合い、教え合い、かかわり合う、杉並の教育の基本的な考え方を示したものであることから、現推進計画における積み残された課題は新推進計画においても解決すべきものであり、また、成果のある取組は引き続き継承すべきではないかと考えたものです。このため、対象事業の選定に当たっては、「対象事業一覧」のとおり、現推進計画における「今後の主な取組」に掲げた取組を含む計画事業を主な計画事業としました。

なお、コロナ禍という特殊な状況下であったことから、成果を正確に測定することが難しい事業もあるため、令和2年度の取組においてコロナ禍による影響が著しい場合は、令和元年度までの実績も加味しながら、点検・評価を行いました。

教育委員会事務局としての自己評価は、第2「目標別評価」において、A欄からF欄において目標ごとに、取り組んできた主な計画事業について総括するものとして、主な成果と課題及び今後の取組の方向性を概説しました。また、G欄からK欄において計画事業ごとに、主な成果・課題と今後の取組の方向性を示しました。

また、評価の客観性を高めるために、学識経験者2名から意見や助言を聴取する説明会を設けました。今年度は、令和3年9月27日と11月2日の2回開催しました。

教育委員会事務局として自己評価を総括し、総括評価としてまとめました。

5 対象事業一覧

No.	計画事業	計画事業主管課	ページ
目標Ⅰ 学びをつなげ、切れ目のない教育を進めます			6
I-1	小中一貫教育の推進	済美教育センター	9
I-2	就学前教育の充実	就学前教育支援センター	11
I-3	学力・体力向上の支援	済美教育センター	14
I-4	オリンピック・パラリンピック教育の推進	済美教育センター	16
目標Ⅱ 学校の経営力・教育力を高めます			18
II-1	教員の指導力の向上	済美教育センター	21
II-2	全面実施となる新学習指導要領への対応	済美教育センター	23
II-3	区費教員の効果的な活用	教育人事企画課	25
II-4	補助教員の配置	教育人事企画課	26
II-5	学校図書館の充実	済美教育センター	27
II-6	部活動支援の充実	学校支援課	29
II-7	教員の働き方改革の推進	教育人事企画課	31
目標Ⅲ 個に応じた学び・成長をきめ細かく支えます			32
III-1	特別支援教育の充実	特別支援教育課	35
III-2	教育相談体制の充実	済美教育センター	37
III-3	いじめ対策の推進	済美教育センター	39
III-4	不登校対策の推進	済美教育センター	41
III-5	健康教育・食育の推進	学務課	43
目標Ⅳ 家庭・地域・学校が協働し、共に支える教育を進めます			44
IV-1	地域と連携・協働する学校づくりの推進	学校支援課	47
IV-2	子どもの育ちを支える地域づくり	学校支援課	49
IV-3	家庭教育支援の充実	学校支援課	51
目標Ⅴ 学校教育環境の整備充実を図ります			52
V-1	区立小中学校の改築	学校整備課	54
V-2	学校空調設備の整備	学校整備課	55
V-3	学校ICT環境の整備・充実	庶務課	56
V-4	通学路等安全対策の推進	学務課	57
目標Ⅵ 誰もが学び続け、その成果を活かせる地域づくりを進めます			58
VI-1	学び合いを支える学習機会の充実	生涯学習推進課	60
VI-2	社会教育施設の整備	生涯学習推進課	62
VI-3	科学教育の推進	生涯学習推進課	63
VI-4	図書館サービスの充実	中央図書館	65
VI-5	図書館の整備	中央図書館	67
VI-6	子ども読書活動の推進	中央図書館	69
VI-7	体験交流事業の推進	生涯学習推進課	71

6 教育ビジョン2012の10年の主な取組

教育ビジョン2012 推進計画の目標	主な取組項目	10年の主な取組状況
目標Ⅰ 学びをつなげ、切れ目のない教育を進めます	○小中一貫教育の推進 ○就学前教育の充実 ○外国語教育の充実	○杉並和泉学園の開校と運営等に関する検証 ○就学前教育支援センターの開設 ○外国人英語指導助手(ALT)、日本人英語指導助手(JTE)の活用拡大
目標Ⅱ 学校の経営力・教育力を高めます	○教員の指導力の向上 ○学校図書館の充実 ○多様な専門人材の活用	○指導教授や教育指導教員による巡回指導の実施 ○新学習指導要領への対応 ○教員の働き方改革の推進 ○学校図書館活用実践校の指定 ○専門事業者への委託による部活動指導、副校長校務支援員の配置、学校法律相談の実施等
目標Ⅲ 個に応じた学び・成長をきめ細かく支えます	○特別支援教育の充実 ○いじめ対策の充実 ○不登校対策 ○アレルギー対策	○小中学校全校への特別支援教室の設置 ○「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」及び「いじめ対応マニュアル」の改定、「杉並区いじめ問題対策委員会」の新設 ○スクールソーシャルワーカーの増員 ○アレルギー対応ホットラインの運用
目標Ⅳ 家庭・地域・学校が協働し、共に支える教育を進めます	○新しい学校づくりの推進 ○地域と連携・協働する学校づくりの推進 ○子どもの育ちを支える地域づくり	○高円寺学園の開校 ○学校運営協議会を設置する地域運営学校(コミュニティ・スクール)を小中学校全校に拡大 ○地域教育推進協議会を4地区で設置
目標Ⅴ 学校教育環境の整備充実を図ります	○区立小中学校の改築 ○学校ICT環境の整備・充実	○桃井第二小学校の改築 ○杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)の改定 ○児童・生徒1人1台専用タブレット端末の配備完了
目標Ⅵ 誰もが学び続け、その成果を活かせる地域づくりを進めます	○学び合いを支える学習機会の充実 ○図書館の整備 ○科学教育の推進	○すぎなみ大人塾の開催 ○中央図書館の改修、永福図書館の移転・改築 ○次世代型科学教育の新たな拠点等の整備・運営事業者の選定

第2 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果

1 目標別評価

次の欄は、目標ごとに総括した自己評価です。	
○【基本的な考え方(令和元～3 年度)《A》】	・現推進計画における記載を転記しています。
○【主な取組概要(令和元～3 年度)《B》】	
○【計画の指標《C》】	
○【目標Ⅰ(～Ⅵ)の主な成果のまとめ(令和 2 年度)《D》】	・令和 2(2020) 年度の実績値を記載しています。 ・コロナの影響により調査を中止した場合は、実績値を「－」と記載するとともに、欄外にその旨を付しています。
○【目標Ⅰ(～Ⅵ)の主な課題のまとめ(令和 2 年度)《E》】	
○【今後の取組の方向性《F》】	
以下の欄は、計画事業ごとの自己評価です。	
○【計画事業の概要(令和元～3 年度)《G》】	・現推進計画における記載を転記しています。 ・令和 2 年度の実施状況について実績数値を用いるなどにより、具体的に記載しています。 ・コロナ禍の影響により取組を中止した場合は、その旨を記載しています。
○【計画事業の実施状況等(令和 2 年度)《H》】	
○【計画事業の主な成果(令和 2 年度)(事業の進捗に対する新型コロナウイルス感染症による影響を含む)《I》】	
○【計画事業の課題(令和 2 年度)《J》】	・計画事業ごとにまとめて記載しています。 ・新型コロナウイルス感染症による影響と対応状況を明らかにするため、コロナ禍の影響により、中止した場合は中止の理由を、また、一部変更した場合は学びや取組を継続するために取り組んだ工夫や改善等の対応状況を、具体的に記載しています。 ・令和 2 年度の実績値を中止した場合は、令和元年度までの実施状況等を活用して記載しています。
○【計画事業の今後の取組の方向性《K》】	

目標Ⅰ 学びをつなげ、切れ目のない教育を進めます

【基本的な考え方(令和元～3年度)《A》】

学校教育の目的は、子どもたち自身が選んだ人生をより良く歩めるように、その人生の基盤となる力を確実に築くことにあります。

そのため、就学前の遊びを通した学びを円滑に義務教育へつなぐとともに、義務教育9年間は一貫した理念に基づく教育を行い、全ての子どもたちの知・徳・体の調和のとれた人間形成と豊かな人間性の育成を図っていきます。

【主な取組概要(令和元～3年度)《B》】

小中一貫教育の更なる充実に向けて、新学習指導要領に対応した小中一貫教育のカリキュラムの改定等を行うほか、連携する小中学校のグループの協力により、人生の基盤となる生きる力を確実に育むため、一貫性のある教育を充実します。また、この間の杉並和泉学園の検証結果を踏まえ、「杉並区小中一貫教育基本方針」の改定を検討します。

就学前教育では、幼保小連携推進校*1を小学校全校に拡大するほか、(仮称)就学前教育支援センターの整備を行い、開設後は保育者を対象とする研修の拡充や幼児教育に関する調査・研究を行うなど、区内全ての就学前教育施設に対する教育的支援の拡充を図ります。

このほか、プログラミング教育*2やオリンピック・パラリンピック教育などを通して、時代の変化を踏まえ、子どもたち一人ひとりが自ら学び、考え、判断し、他者と共に学んでいく活動を推進していきます。

【計画の指標《C》】

指標名	実績値 (平成23 (2011)年度)	実績値 (令和2 (2020)年度)	目標値 (令和3 (2021)年度)	指標の説明・計算式等
一貫性のある指導が行われていると感じる子どもの割合	—	75.9%	80%	区「教育調査」による
区立中学校3年生の学習習熟度*3	62.9%	—	80%	区「学力調査」による
区立中学校3年生の体力度	80.5%	—	90%	都「体力調査」による
区立中学校3年生の相互承認(自分と違う意見も大事にする態度)の割合	80.1%	—	95%	区「意識・実態調査」による

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により調査を中止したため、「—」で表示しています。

*1 幼保小連携推進校…子供園、幼稚園、保育園と小学校が「杉並区幼保小接続期カリキュラム・連携プログラム」に基づき、幼児と児童の交流活動や保育者と小学校教員の連携など共に実りのある交流・連携活動を主体的に進める学校

*2 プログラミング教育…子どもたちが将来どのような職業に就くとしても普遍的に求められる「プログラミング的思考」(論理的思考)を育むため、小学校において令和2年度から必修化(算数、理科、総合的な学習等で実施)された教育内容

*3 学習習熟度…学習指導要領に示される学習の目標・内容の達成度・定着度を5段階に分けて表したもの

【目標Ⅰの主な成果のまとめ(令和２年度)《D》】

小中一貫教育の推進については、令和２年度実施の教育調査において「一貫性のある指導が行われていると感じる子どもの割合」が 75.5%となり、前年度より 3.8 ポイント上昇しました。連携する小中学校で教員が互いの授業を参観したり合同で研修したりする中で相互理解を深め、子どもたちに一貫性のある教育の推進を図ることができました。

就学前教育については、新型コロナウイルス感染症の影響により幼児と児童の交流活動は中止となりましたが、各小学校において工夫しながら幼保小連携に取り組むとともに、就学前教育研修のオンデマンド配信や少人数での開催を行うことにより、保育者の資質向上を図ることができました。

さらに、令和２年度から全面実施となったプログラミング教育は小学校全校において、また、オリンピック・パラリンピック教育は全学校・子供園において、それぞれ教育課程に位置付けて積極的に取り組みました。これらの取組において、各校では、子どもたち一人ひとりが自ら学び、考え、判断し、他者と共に学ぶことを大切にしました。そのような学びを推進したことにより、子どもたちに人生の基盤となる学力や体力、社会性が育成されています。

こうした取組の成果は、令和２年度の取組状況が反映される令和３年度実施の杉並区「特定の課題に対する調査、意識・実態調査」においても、確認できました。計画の指標に設定した「区立中学校３年生の学習習熟度」と「区立中学校３年生の相互承認の割合」においては、前者が 68.0%(令和元年度調査比で+3.3 ポイント)、後者が 89.7%(令和元年度調査比で+1.3 ポイント)となりました。特に、学習習熟度については、平成 26(2014)年度の実績値である 50.5%から現在に至るまで、一貫して上昇傾向を維持しています。これらの実績値は、目標Ⅰの多様な事業や目標Ⅱにおける教員の指導力の向上により学校の教育力を高めた効果などが総体となって、得られたものであると考えられます。

【目標Ⅰの主な課題のまとめ(令和２年度)《E》】

●小中一貫教育の推進では、新学習指導要領を踏まえ、この 10 年間の小中一貫教育の成果等を基に、小中学校の協働をより深め、学びの系統性と連続性を確保した教育の一層の充実に努める必要があります。

●就学前教育の質の向上を推し進めるため、区内全ての就学前教育施設の保育者の育成支援、幼保小連携の推進を総合的に行う必要があります。また、区は、平成 26(2014)年に「幼保小接続期カリキュラム・連携プログラム ぐんぐん伸びるすぎなみの子」を作成し、国に先立ち幼児教育から小学校教育の子どもの発達、学びの連続性を意識した教育を進めてきました。今後は、現在国において議論が進んでいる幼保小の架け橋プログラム「幼児教育スタートプラン」(仮称)との整合性を図りながら進めていく必要があります。

【今後の取組の方向性《F》】

●子どもたちが、変化し続けるこれからの時代に必要となる力を、一貫性のある教育の中で育ていくために、幼保小連携・小中一貫教育を推進基盤に位置付け、子どもたちが探究の主体となって自分らしい学びと他者と協力する学びを一体的に充実させます。

●就学前教育施設の保育者の育成及び小学校全校へ拡大した幼保小連携指定校による一層の連携を通して就学前の遊びを通した学びから小学校での学びへの円滑な接続を推進していきます。

す。併せて、小中一貫教育のカリキュラム等の見直しや教育課題研究の内容等の在り方の検討などを行い、小中一貫教育が目指す「学び方」「指導法」等の共有を図り、子どもたちに学び続ける力を育む教育を進めます。

●子どもたちの外国語教育・国際理解教育の充実を図るため、教員と外国人英語指導助手(ALT^{*1})や日本人英語指導助手(JTE^{*2})との更なる連携・協働を進めるとともに、区費教員^{*3}を活用して、小学校高学年における外国語科専科の教科担任制を導入することを検討していきます。また、小中学校全校においてICTにかかわるミドルリーダーを育成し、プログラミング教育を一層推進していくことで、子どもたち一人ひとりの学ぶ力や個性を最大限に生かすことのできる学習活動の場を整えます。

*1 ALT…小中学校の外国語活動・外国語科の授業において、学級担任や教科等担当教員と協働して、異文化交流・体験や外国人のネイティブ・スピーカーとの交流活動を目的として、授業に関する補助を行う外国人英語指導助手

*2 JTE…小学校の外国語活動の授業において、学級担任や教科等担当教員と協働して、教科化に対応し使える外国語を目指していくことを目的として、授業に関する補助を行う自ら外国語を学び高い英語能力を身に付けた日本人英語指導助手

*3 区費教員…区が独自に採用し、給与の負担をする教員(東京都内の公立学校に配置される教員は、東京都が採用及び給与負担を行うことが原則)

計画事業Ⅰ－1 小中一貫教育の推進

【計画事業の概要(令和元～3 年度)《G》】

義務教育終了までに、人生の基盤となる学力や体力、社会性が全ての子どもに育まれるよう、「杉並区小中一貫教育基本方針」に基づき、各学校や地域の実情に応じた小中一貫教育を推進します。

そのため、新学習指導要領に対応した小中一貫教育カリキュラム「すぎなみ 9 年カリキュラム※」の改定等を行うとともに、連携する小中学校のグループによる教育課題研究に取り組みます。

また、区内初の施設一体型小中一貫教育校である杉並和泉学園の 3 か年にわたる検証結果を踏まえ、小中一貫教育の取組状況や活動成果等の検証及び評価を行い、「杉並区小中一貫教育基本方針」の改定を検討します。

【計画事業の実施状況等(令和 2 年度)《H》】

	項目	(計画)	実施状況	事業担当課
①	小中一貫教育のカリキュラムの活用・改定、補助教材の作成	小中一貫教育のカリキュラムの活用・改定、補助教材の作成	「すぎなみ 9 年カリキュラム」の活用については、主に、小学校では外国語科及び外国語活動において、中学校では、総合的な学習の時間において活用しています。この活用により、教員が教育目標・内容の系統性と、それに基づく教育方法の連続性の確保の必要性を理解するとともに、小中学校の協働を深めるための取組を進めています。また、補助教材「すぎなみ算数ドリル」については、新学習指導要領に対応した教科書に準拠した内容で作成しました。	済美教育センター
②	教育課題研究の実施	6 課題	令和元年度～2 年度は、小学校 3 校で、「ICTの活用に関わる研究」を教育課題として、児童・生徒 1 人 1 台専用タブレット端末の効果的な活用や個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実を図るための研究を行いました。また、小学校 2 校、中学校 2 校で、「次代の教育課題に関わる研究」を教育課題として、学びの構造転換の基本的な考えを踏まえ、「自分で選び決め、じっくり浸り、共に生き・生かし合い」を大切にしたい学びについて研究を進めています。 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、研究発表は行わず、研修やオンデマンド動画の作成等により、研究成果を全校に共有しました。また、小中合同校内研修において、連携校で互いの授業を参観し、教育課題研究に取り組みました。	済美教育センター
③	杉並区小中一貫教育基本方針の改定	検討	基本方針改定の検討にあたり、小中一貫教育推進委員会を 2 回開催し、10 年以上にわたり継続的に行ってきた取組等についての総括的な検証を行いました。	学校支援課

【計画事業の主な成果(令和 2 年度)(事業の進捗に対する新型コロナウイルス感染症による影響を含む)《I》】

令和 2 年度実施の教育調査において、児童・生徒への質問項目、「先生たちは、今授業で学習していることが、前に学んだことやこれから学ぶことと、どのようにつながっているか、説明してくれている。」に対して、75.5%の児童・生徒が肯定的な回答をしています。これは前年度より 3.8 ポイント上昇しています。この結果から、一貫性のある指導が行われていると感じる子どもの割合は増加傾向にあります。教育の目標や内容面のつながりを意味する「系統性」については、校種を越えた授業参観などの教職員間の交流が進み、始動期の「知り合う」、発展期の「分かり合う」、そして充実期の「生かし合う」という段階を経て、相互理解が深まりました。

* すぎなみ 9 年カリキュラム…「杉並区小中一貫教育基本方針」に基づき、小学校と中学校が互いの良さを生かし合い、義務教育 9 年間の学びをつなげるため、杉並区における小中一貫教育の考え方や指導事例をまとめた教員用の指導資料

また、教育課題研究では、これからの 10 年で、教育方法のつながりを意味する「連続性」をより確かなものにしていくために「学びの構造転換」を掲げ、基本的な考え方を共有しながら、各校の実態、目の前の児童・生徒の実態に応じた実践方法について研究を深めています。

「すぎなみ算数ドリル」を、小学校では、基礎的・基本的な知識・技能を身に付けるとともに、数学的な見方・考え方を働かせて問題を解決したり、習得した知識・技能を活用して問題を解決したりする力を伸ばすことに、中学校では、小学校での学び残しやつまずきが見られる生徒に対し、実態に応じて問題を選んだり、既習事項の習熟度を確認したりすることに活用しています。

平成 26(2014)年度以降、全小中学校が連携校で相互の授業観察、研究協議会や研修会等を実施することで、学力や体力、社会性が全ての子どもに育まれるよう、学びの系統性と連続性の理解を深め、小中一貫教育に取り組みました。

【計画事業の課題(令和 2 年度)《J》】

現在、国においても、学校段階等間の接続を重視する流れにあり、新学習指導要領の総則には「小学校と中学校の接続に際しては、義務教育 9 年間を見通して児童生徒に必要な資質・能力を育むことを目指した取組が求められる。」とあり、こうしたことは、これまで杉並区立学校が先進的に進めてきた小中一貫教育と軌を一にするものです。新学習指導要領を踏まえ、この 10 年間の小中一貫教育の成果等を基に、小中学校の協働をより深め、学びの系統性と連続性を確保した教育の一層の充実に努め、検討する必要があります。

また、教育課題研究については、現在の一校単位での指定の在り方では、杉並区が考える教育課題と、教育課題研究指定を受けた学校の教育課題の均衡点を探ることが難しいことや、現状、教員の働き方改革が推進しきれていないこと等を理由に、指定の在り方を見直し、より実態に即した指定対象の在り方を検討します。これまでの研究は、1年に数回、特別な1単位時間をつくるに留まることが多く、成果や課題が他の時間、単元に結び付きづらい現状がありました。そこで、研究の重点を、日常的な挑戦、日々の取組の積み重ねへと移し、従来の発表会だけでなく、オンデマンドやオンラインを活用した配信、映像を活用した単元全体を通した研究内容の伝達等、より効果的な成果普及をします。

これらのことを通して、指導の連続性をより確かなものにしていきます。

【計画事業の今後の取組の方向性《K》】

次の 10 年を通して杉並区の小中一貫教育が目指すところは、「どのように学ぶか」という「学び方」や、その支えとなる「指導法」、教育の方法面のつながりを意味する「連続性」を、より確かなものとすることです。小中学校で、基本的な考え方を共有することで、小中学校の協働をより深め、学びの系統性と連続性を確保した教育の一層の充実に努めていきます。

小中一貫教育のカリキュラム・補助教材の活用・改定や、学校ごとの日常的な挑戦、日々の取組を支援するために、教育課題研究の指定の対象や内容等を検討することなどにより、新しい時代の学びの在り方を教育委員会と学校が共に創り出していける体制を整えます。また、小中学校の時程の違いや距離的な問題等による集まりにくさや、教職員の人事異動等による連続性の継続等の課題については、デジタル化の推進により、移動負担を減少させたり、データを共有財産として管理したりすることで、課題解決を図ります。

計画事業Ⅰ－2 就学前教育の充実

【計画事業の概要(令和元～3年度)《G》】

幼児期における教育の重要性を踏まえ、区内全ての就学前教育施設(保育園・幼稚園等)がより質の高い教育を行うとともに、小学校への円滑な接続ができるよう、「杉並区就学前教育振興指針」の改定を検討するなど、就学前教育の充実に図ります。

そのため、区内全ての就学前教育施設への教育的支援と保育者の育成支援を総合的・一体的に展開する拠点として(仮称)就学前教育支援センターを整備し、区内全ての就学前教育施設の保育者を対象に実施する就学前教育研修の更なる充実に図るとともに、併設する成田西子供園及び関係機関と連携・協働して幼児教育に関する調査・研究を進めます。また、子供園による教育課題研究の成果や杉並区立子供園「育成プログラム」*1を活用して他の施設へ普及啓発するとともに、幼保小連携の取組を小学校全校で実施します。

【計画事業の実施状況等(令和2年度)《H》】

	項目	(計画)	実施状況	事業担当課
①	(仮称)就学前教育支援センターの整備・運営	運営	センターの整備については、計画通り整備を着実に進め、令和元年9月に開設しました。開設後は、区立子供園が希望する教材や就学前教育推進チームが使用する就学前教育関連書籍等を購入し、資料センターの蔵書の充実に図りました。	就学前教育支援センター
②	就学前教育研修の実施	就学前教育研修の実施 6回	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部を中止又は規模縮小しましたが、計9回の研修を実施しました。	就学前教育支援センター
③	幼児教育に関する調査・研究の実施	実施	成田西子供園と協働で実施した「げんきな子を育てる」を主題とした研究成果をリーフレットにまとめ、区内就学前教育施設約230施設に郵送、メールで発信・共有しました。	就学前教育支援センター
④	教育課題研究の実施	子供園 2園	堀ノ内子供園における「子どもの発達や学びの連続性を踏まえた就学前教育の質の向上」を主題とした研究成果をリーフレットにまとめ、区内就学前教育施設約230施設に郵送、メールで発信・共有しました。	就学前教育支援センター
⑤	杉並区立子供園「育成プログラム」の活用	活用	各園において、区における就学前教育の指針となる育成プログラムを年間指導計画作成に活用することで、就学前教育の質を確保するとともに、特色を活かした教育活動を実現しました。	就学前教育支援センター
⑥	幼保小連携推進校の指定	小学校全校	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対面での幼児と児童の交流活動は中止しましたが、各校において、ビデオレターによる交流を行うなど、工夫しながら幼保小連携の推進に取り組みました。	就学前教育支援センター

【計画事業の主な成果(令和2年度)(事業の進捗に対する新型コロナウイルス感染症による影響を含む)《I》】

新型コロナウイルス感染症による影響により、計画事業の全てにおいて、事業の規模縮小、実施方法の変更を余儀なくされましたが、工夫を凝らした取組により、各事業の目的については、達成することができました。

子供園の教育活動においては、活動が制限されるなかでも幼児教育アドバイザー*2の支援も受けながら、各園の特色を活かし取り組んだことで、活動全体に対する保護者の肯定率は96.4%と昨年度よりも高い数値となりました。

*1 杉並区立子供園「育成プログラム」…子供園における幼稚園と保育園のそれぞれのもつ教育・保育の特性を生かし、一人ひとりの幼児を育成するための指針

*2 幼児教育アドバイザー…幼稚園や小学校の管理職経験者等で、区内の就学前教育施設(機関)を訪問し、保育観察やヒアリング等を通じて把握した課題について、解決に向けた助言を行うアドバイザー

就学前教育研修では、研修方法をオンデマンド配信にしたり、新たに少人数の実践研修を実施したりすることで研修の機会を確保しました。研修後のアンケートでは、ほぼ全員が「研修内容が理解できた」、「今後自園で生かせる内容であった」と回答しており、参加した保育者も研修の成果を実感していることから、保育者の資質向上に寄与しています。

幼保小連携では、令和元年度から幼保小連携推進校を小学校全校に拡大したことにより、小学校を中心とした幼保小連携推進の体制が整いました。令和 2 年度は、幼児と児童の交流活動は中止となりましたが、令和元年度は、全校において、幼児と児童の交流活動や保育者と小学校教員の合同研修会などが実施され、幼児一人ひとりの就学前教育から小学校教育への円滑な接続の充実に寄与しました。

また、区内就学前教育施設における配慮を必要とする幼児の教育的支援の充実のため、相談会等により、相談員が専門的な見地から保育者に助言を行う教育支援相談事業の令和 3 年度開始に向け、試行実施をしました。

【計画事業の課題(令和 2 年度)《J》】

就学前教育の質の向上を推し進めるためには、区内全ての就学前教育施設の保育者の育成支援、幼保小連携の推進を総合的に行う必要があります。

成田西子供園との協働研究による成果の発信や令和 3 年度から開始する教育支援相談事業等を通して、幼児一人ひとりの特性や発達の課題に即した教育・保育を行うことができる保育者を育成していく必要があります。また、幼保小連携の推進においては、小学校、子供園、私立幼稚園、区立保育園、私立保育園の代表による幼保小連絡会の開催等により、就学前教育施設全体の取組状況を確認しながら、幼児期から小学校への円滑な移行について充実を図っていく必要があります。

【計画事業の今後の取組の方向性《K》】

区内の子供園、幼稚園、保育園等が、それぞれの保育や教育の現場で質の高い教育を行うため、就学前教育支援センターが区の就学前教育施設の教育的支援拠点として、就学前教育の調査・研究、保育者の資質向上、特別な配慮を必要とする幼児への教育的支援の充実について一層の充実を図ります。

就学前教育の調査・研究については、令和元年度に小学校全校に拡大した幼保小連携推進校の取組を一層充実させるため、幼児期から児童期への学びの接続を重要テーマの一つとして、外部の学識経験者と就学前教育支援センターの専門職員が協力しながら取り組むことを検討していきます。研修成果や情報収集した先進事例を、区内の就学前教育施設に発信するとともに、就学前教育支援センターの実施する研修や保育者支援の充実にも役立てていきます。

保育者の資質向上については、研修や協議会の実施、調査・研究の成果の発信などにより、就学前施設と小学校の連携を深めるとともに、保育者や幼保小連携担当者^{*1}の資質向上を図ります。加えて、就学前教育支援センターに配置されている幼児教育アドバイザー及び幼保小連携特別支援教育^{*2}を担当する専門職がそれぞれのもつ専門性を活かし、就学前教育施設の保育

^{*1} 幼保小連携担当者…就学前教育施設及び小学校において、幼児期の教育と児童期の教育を円滑につなぎ、子どもの発達や学びの連続性の保障を図る幼保小連携の取組を担当する保育者及び教員

^{*2} 特別支援教育…特別な支援を必要とする子どもが在籍する全ての学校において実施する教育。一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う

者及び小学校教員への情報提供・相談支援を行うことで、各就学前教育施設の実情に合った支援も図っていきます。

支援を必要とする幼児への教育的支援の充実については、教育支援相談の取組を進めるとともに、相談事業で得られた改善事例の発信等により、区内就学前教育施設の保育者全体の理解を深めていきます。あわせて、一人ひとりの発達を把握し、早期支援につなぐ取組について、特別支援教育課と連携し、幼保小連携の取組の中に明確に位置付けながら就学前教育施設及び小学校の担当者の一層の理解・啓発を図っていきます。

計画事業Ⅰ－3 学力・体力向上の支援

【計画事業の概要(令和元～3年度)《G》】

児童・生徒が基礎的・基本的な知識や技能を身に付け、自ら考え、判断し、表現する能力を育むとともに、一人ひとりの状況に応じた学力の向上を支援します。

そのため、外国人英語指導助手(ALT)や日本人英語指導助手(JTE)を配置することで、外国語教育の充実を図ります。また、ICTを活用した学力向上のための教育課題研究を行い、その成果を小中学校全校で広く共有するほか、新学習指導要領の令和2年度の全面実施に円滑なスタートが切れるよう、小学校におけるプログラミング教育を実施します。

さらに、学び残しやつまずきを解消するため、夏季休業日や休日を活用して学びの機会を確保し、児童・生徒の確かな学力の習得に資するパワーアップ教室を継続します。

加えて、体力づくり教室を実施し、生涯にわたってスポーツや運動に親しみ、体力の向上、健康増進を自ら図ることができる資質や能力を育成します。

【計画事業の実施状況等(令和2年度)《H》】

	項目	(計画)	実施状況	事業担当課
①	外国語教育の充実	ALTの配置 小中学校全校 特別支援学校 JTEの配置 小学校全校	小学校にJTEを71人、第5・6学年に全授業70単位時間中51単位時間配置しました。 小中特別支援学校にALTを20人、小学校第1・2学年に全授業5単位時間中3単位時間、第3・4学年に全授業35単位時間中25単位時間、第5・6学年全授業70単位時間中7単位時間、中学校各学年に全授業140単位時間中22単位時間、特別支援学校に各学年6単位時間配置しました。 JTE及びALTが、教員と協働して指導の補助を行いました。	済美教育センター
②	ICTを活用した学力向上のための教育課題研究の実施	1課題	教育課題研究指定校による研究発表会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。 教育課題研究指定校が、済美教育センターで開催した研修会を実施し、18人の教員が参加しました。また、2年間の研究についての動画を作成し、全校へ研究成果の共有を行いました。	済美教育センター
③	プログラミング教育の実施	実施	全小学校第5学年算数科及び第6学年理科におけるプログラミング教育を実施しました。また、各校の特色に応じて、総合的な学習の時間やその他の教科等においてプログラミング教育を実施しました。	済美教育センター
④	中学生パワーアップ教室の実施	夏季パワーアップ教室 中学校全校 休日パワーアップ教室 中学校3年生	夏季パワーアップ教室は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う休校により、授業時数確保のため夏季休業期間を短縮して授業を行い、補習授業を実施しない学校があったため令和元年度よりも減少したものの、各校最低5日間の補習期間を設定して実施し、46人の外部人材を活用して延べ3,423人の生徒が参加しました。 休日パワーアップ教室は、14回開催し、延べ1,187人の生徒が参加しました。	済美教育センター
⑤	小学生パワーアップ教室の実施	小学校全校	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う休校により、授業時数確保のため夏季休業期間を短縮して授業を行い、補習授業を実施しない学校があったため実施校が減少したものの、7・8月に、第1・2・3学年で各3単位時間、第4・5・6学年で各5単位時間程度の補習授業を8校で実施しました。	済美教育センター
⑥	体力づくり教室の実施	小学生対象 4教室	中止(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため)	済美教育センター

【計画事業の主な成果(令和2年度)(事業の進捗に対する新型コロナウイルス感染症による影響を含む)《I》】

ALTやJTEのような経験や専門性を活用した指導助手と担任との協働による指導により、「本物」の知識や経験を基にした楽しく工夫にあふれた授業が展開され、児童が英語に親しむことができました。また、ICTを活用した教育課題研究の成果の普及やICT活用研修を実施することにより、新学習指導要領の目指す姿の実現に向けて、ICTを活用した学習活動を推進することができました。令和2年度に全面実施となったプログラミング教育については、研修の内容を踏まえ、各校の創意工夫で円滑に実施することができました。さらに、小・中学生パワーアップ教室では、日々の学び残しやつまずきに対して少人数体制の個別指導を実施し、個に応じた指導の推進を図ることができました。

体力づくり教室は、令和2年度は取組を中止しましたが、令和元年度までの実施状況から、一人ひとりの運動能力や目指す目標に応じた指導により、運動に親しむ資質能力の育成に寄与しているものと考えます。

【計画事業の課題(令和2年度)《J》】

ALT及びJTEの人員を確保し、質を維持するとともに、学校の要望に応えた配置が可能となるよう、配置業務の委託事業者との綿密な打合せなどが必要となります。また、これまでのICT機器に加え、1人1台専用タブレット端末の実現により、協働的な学びと共に個別最適な学びを進めていくため、各学校におけるICTの更なる活用の工夫が求められます。プログラミング教育については、各校での工夫された実践事例を基に学校間格差を解消し、更なる充実を目指すことが課題となります。さらに、小・中学生パワーアップ教室では、日常の児童・生徒一人ひとりの学習状況を適切に把握し、指導に生かしていくとともに、その成果についても学力調査等を活用し検証していくことが課題です。

体力づくり教室は、令和2年度は取組を中止しましたが、令和元年度までの実施状況から、様々な児童・生徒のニーズや実態を把握し、指導に生かすことのできる指導者の確保が必要となります。

【計画事業の今後の取組の方向性《K》】

教員とALT・JTEとの打ち合わせの機会の確保や、教員の希望や能力に応じた質の高い研修機会の提供の検討などにより、教員、ALT、JTEの協働を強化して、子どもたちの外国語教育・国際理解教育の充実につなげていきます。また、小中学校全校においてICTに関わるミドルリーダーを育成し、ICT機器の効果的な活用に向けた技能の向上及び小中学校全校でのプログラミング教育の充実を進めていきます。さらに、小・中学生パワーアップ教室では、日々蓄積されている学習履歴とパワーアップ教室の学習履歴を関連付け、個々の学習を更に充実させていきます。

計画事業Ⅰ－４ **オリンピック・パラリンピック教育の推進**

【計画事業の概要(令和元～3 年度)《G》】

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が、子どもたちにとってより意義深いものになるよう、オリンピック・パラリンピック教育を推進します。

そのため、4 つのテーマ(障害のある人への理解、スポーツ、文化、環境)と4 つのアクション(学ぶ、観る、する、支える)を組み合わせた教育活動を各教科の学習内容と関連付けて行います。また、大会終了後もこれらの取組は継続し、ボランティア精神の育成などを図ります。

【計画事業の実施状況等(令和 2 年度)《H》】

	項目	(計画)	実施状況	事業担当課
①	オリンピック・パラリンピック教育の実施	小中学校全校 特別支援学校 子供園全園	全学校・子供園が教育課程の中にオリンピック・パラリンピック教育を位置付け、積極的に取り組みました。	済美教育センター

【計画事業の主な成果(令和 2 年度)(事業の進捗に対する新型コロナウイルス感染症による影響を含む)《I》】

全学校・子供園が教育推進事業と世界ともだちプロジェクトについて、オリンピック・パラリンピック教育推進事業を実施しました。また、教育アワード校事業(地域連携型)、文化プログラム・学校連携事業(地域連携型)、夢・未来プロジェクトに決定した学校は、それぞれの事業に即した取組を行い、成果を他校に普及、啓発しました。

全学校・子供園でオリンピック・パラリンピック教育に積極的に取り組むことで、子どもたちに共生社会形成の担い手として必要な資質の育成を図りました。

【計画事業の課題(令和 2 年度)《J》】

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会は1年延期となり、学校連携観戦や中学生のボランティア体験等、当初の予定通りに実施できない内容も少なくありませんでした。

しかし、各学校・子供園において、新型コロナウイルス感染症への対策を行いつつ、実施方法を工夫して教育活動を展開したことにより、アスリートとの交流や体験等の機会を確保することができました。

【計画事業の今後の取組の方向性《K》】

各学校が、共生社会の実現等に向けて、家庭や地域等と連携を図りながら、各学校が展開してきたオリンピック・パラリンピック教育を、大会以降も長く続けていきます。5 つの資質(ボランティアマインド、障害者理解、スポーツ志向、日本人としての自覚と誇り、豊かな国際感覚)の育成と関連付けて発展させてきた活動、もしくはこれを契機に新たに取組を始めた活動の中から、学校経営方針、教育目標、幼児・児童・生徒の実態、地域性等を鑑み、学校の特色としてこれからも継続させる活動を「学校 2020 レガシー」として設定します。また、成果等を検証し、引き続き教育活動を展開していきます。

東京都による事業実施期間は、令和 3 年度までとなっており、令和 4 年度以降は予算措置も終了となることが予測されますが、東京都の動向を注視しつつ、これまでの取組の中からレガシーとして継続する教育活動について、他の事業との組合せなどをより一層工夫し、支援していきます。

目標Ⅱ 学校の経営力・教育力を高めます

【基本的な考え方(令和元～3年度)《A》】

学校は、その教育目的・教育目標を達成するため、学習指導要領に基づく教育活動を、意図的かつ計画的に行う場です。

そのため、校長の学校経営計画に基づき、教職員一人ひとりが自らの資質の向上を図り、各自の役割と責任を自覚して組織的に取り組むとともに、保護者や地域住民等と連携・協力しながら、学校が総合的な経営力・教育力を高められるような環境づくりを支援していきます。

【主な取組概要(令和元～3年度)《B》】

教員一人ひとりの指導力向上を図るため、授業力向上塾や実践的なICT活用研修など研修の拡充を図ります。また、令和2年度から順次全面実施となる新学習指導要領への対応や「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業の推進、小学校外国語教育の充実に対応するための教員研修等を行います。

区費教員については、今後も小学校における区独自の30人程度学級や理科専科・英語専科教育の実現等のため効果的な活用を図るとともに、中学校及び特別支援学校に重点的に補助教員を配置し、学校の教育活動の充実を図ります。

学校図書館では、研修を通じて学校司書^{*1}の資質の向上を更に図るとともに、引き続き、学校図書館活用実践校の具体的な実践・研究の成果等を全学校へ広め、学校図書館の充実を図ります。

また、多様な専門人材の活用を図るとともに、部活動の維持活性化に向けて部活動指導員^{*2}の活用可能性を検討するほか、教員の働き方改革を推進して、学校の総合的な経営力・教育力を高められるよう支援します。

【計画の指標《C》】

指標名	実績値 (平成23 (2011)年度)	実績値 (令和2 (2020)年度)	目標値 (令和3 (2021)年度)	指標の説明・計算式等
教員の学習指導に対する 子どもの肯定率	81.1%	83.5%	88%	区「教育調査」による
個に応じた指導が充実し ていると感じる子どもの割合	—	57.1%	55%	区「教育調査」による
学校図書館の1人当たり 年間貸出冊数	小 25.8 冊 中 5.6 冊	小 49.0 冊 中 12.0 冊	小 48 冊 中 15 冊	小中学校図書館児童・生徒 年間総貸出冊数÷小 中学校児童・生徒数

*1 学校司書…小中学校の学校図書館において、蔵書の管理や貸出及び読書活動などの支援を行うなど、学校図書館機能の充実・強化を図るために配置する非常勤職員(司書又は司書補有資格者あるいは司書教諭の講習修了者)

*2 部活動指導員…校長の監督を受け、部活動の顧問として技術指導や大会への引率等を行うため教育委員会が任用する学校の職員

【目標Ⅱの主な成果のまとめ(令和２年度)《D》】

若手教員向けの研修やICTを有効に活用する研修に加え、新学習指導要領に適切に対応していくための研修を着実に実施し、これからの時代に求められる教員の指導力の向上を適切に進めました。一部の研修においては、集合研修ではなく、オンデマンド配信研修としたことにより、より多くの教員と情報を共有することが可能となりました。また、学校の実情に応じて補助教員の配置を行うとともに、小学校においては区費教員を有効に活用することにより、区独自の 30 人程度学級の実施や特色ある教育活動の充実を支援しました。

学校図書館は、学校司書の研修を通して資質向上を図るとともに、学校図書館活用実践校を指定し、学校図書館活用の研究実践を行うなど、学校図書館機能の充実に努めました。また、蔵書冊数の基準である「学校図書館図書標準」100%達成校は小中学校とも 9 割を超えました。学校図書館を有効に活用した教育が推進されていることにより、学校図書館の 1 人当たり年間貸出冊数については、平成 23(2011)年度の実績値である小学校 25.8 冊、中学校 5.6 冊から現在に至るまで、増えています。

モデル実施として令和 2 年度から新たに部活動指導員の配置を行い、顧問教員の負担軽減を図るとともに、スクール・サポート・スタッフ*を新たに全校に配置し、教員の働き方改革を推進しました。教員は研修等を通して学び続け、自らの資質の向上を図っています。また、学校の実情に応じて配置した様々な人材と教員とが連携を図ったことにより配置効果が高まっています。これらにより、学校の経営力・教育力が向上し、教員が質の高い授業を展開するとともに、コロナ禍においても子どもたちの学びが充実するよう努めることができました。

【目標Ⅱの主な課題のまとめ(令和２年度)《E》】

●若手教員への指導を今まで以上に個に応じた丁寧なものにしていくことや、ICT活用研修や新学習指導要領の全面実施に向けた研修について、成果を各学校へ普及・還元していくことが重要であるため、より一層の普及・還元につながる研修の進め方や支援の仕方について検証していく必要があります。

●これまで、区独自の 30 人程度実施のために多くの区費教員を活用してきましたが、法改正により小学校全学年において 35 人学級を実施することとなったことから、区費教員の活用方法について見直していく必要があります。また、小学校に加えて中学校においても 35 人学級の拡充の動きもあることから、補助教員の配置については、今後の国の動向を注視しながらその活用方法について検討する必要があります。

●学校図書館の充実に当たっては、児童・生徒が 1 人 1 台専用タブレット端末を活用する中で、デジタル情報と図書資料とをどのように併用していくか、学校司書が児童・生徒の情報活用能力の育成にどのように関わっていくかなどが課題です。

●令和 2 年度に新たにモデル実施を開始した部活動指導員の成果を検証し、効果的な部活動支援の在り方を検討していくとともに、働き方改革を推進するためにも、国が進める地域人材を担い手とする部活動指導の取組について検討をしていく必要があります。また、令和 2 年度以降新型コロナウイルス感染症対策の実施が教員の新たな負担となっており、長時間労働が引き続きの課題となっていることから、教員の働き方改革を更に推進していく必要があります。

* スクール・サポート・スタッフ…区立学校の教員の事務負担を軽減するため、主に学習プリントや家庭への配布文書等の印刷・配布準備等の事務作業や感染症対策としての消毒作業等を行う会計年度任用職員(学校教育法施行規則における「教員業務支援員」としての位置付け)

【今後の取組の方向性《F》】

●若手教員向けの研修においては、対象教員が自らの課題を明確にし、その課題に対して指導教授が支援を行うなど、よりニーズにあった育成に取り組みます。また、教員が学びたいときに学びたいことを学び続けることができるよう研修のデジタル化を推進するとともに、各種研修の成果をより一層各校へ普及・還元していくため、模範的な授業動画の公開など、効果的な共有方法などについて検討していきます。

●区費教員は、30 人程度学級のための配置が今後順次不要となることから、国が検討している小学校高学年における教科担任制を区独自に実施するために区費教員を活用することを検討し、指導の質の向上や中学校への円滑な接続につなげるとともに、各教員の持ち時数の軽減につなげ、教員の働き方改革をより一層推進します。また、補助教員については、国の動向を注視しながら、配置の在り方について検討していきます。

●学校図書館においては、一人ひとりのニーズにあった適切な読書指導や、図書とデジタル資料の双方を活用した情報活用能力の育成を進めます。また、司書教諭や学校司書等への研修を更に充実させ、その資質・能力の向上を図るなど、学校図書館のより一層の充実に向けた取組を進めます。

●部活動支援においては、新たに配置した部活動指導員の成果の検証を進めるとともに、顧問業務も含めて民間事業者等に一括して委託するモデル事業を新たに開始し、生徒にとって望ましい部活動の充実と教員の負担軽減を図ります。

計画事業Ⅱ－１ 教員の指導力の向上

【計画事業の概要(令和元～3 年度)《G》】

学校教育の中で、子どもたちにより質の高い学びを提供していくため、指導を担う教員一人ひとりの指導力の向上を図ります。

そのため、若手教員に対し、拠点校に配置された校長等経験者が指導教授として継続的な巡回指導を行うとともに、若手教員研修を修了した教員に対し、各教科等の授業力の更なる向上を目指した授業力向上塾を実施します。また、全教員に対しても、済美教育センターに配置された指導力の高い教員経験者が教育指導教員として巡回指導等を行います。さらに、教員がICTを効果的に活用した指導力を身に付けられるよう、済美教育センター内に整備するICT環境を活用した実技指導や学校での模擬授業など実践的なICT活用研修を実施します。

【計画事業の実施状況等(令和 2 年度)《H》】

	項目	(計画)	実施状況	事業担当課
①	指導教授の配置	11 分区※	小学校 4 人、中学校 5 人、特別支援学校 1 人の指導教授が、主に 3 年までの若手教員に対し、一人ひとりのニーズに合わせて、継続的な訪問指導を延べ 2,322 回行いました。	済美教育センター
②	授業力向上塾の実施	実施	若手教員研修を修了した教員(第Ⅴ期 9 人、第Ⅵ期 7 人)が1回ずつ研究授業を行い、協議会を行いました。	済美教育センター
③	教育指導教員の配置	配置	国語科 2 人、特別の教科 道徳科 1 人の教育指導教員が、学校からの依頼に応じて支援を行いました。事前指導、授業参観、事後指導を中心に指導力の向上を図りました。	済美教育センター
④	ICT活用研修の実施	15 回	デジタル教科書、ロイロノート、ペンブラスの研修を 15 回行うとともに、Microsoft Teams の研修を学校単位で行い、GIGA スクール構想の実現に向けて「ICTの活用ができ、学校で推進する人材」の育成に努めました。	済美教育センター

【計画事業の主な成果(令和 2 年度)(事業の進捗に対する新型コロナウイルス感染症による影響を含む)《I》】

指導教授が若手教員に対し、児童・生徒と共に教員も「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」といった視点を中心に指導しました。授業に重点を置き指導したことで「子どもの学びの様子を見ることの大切さ」「授業をしたら必ずその授業を振り返る」といった感想からも、重点について伝わっていると考えられます。

授業力向上塾は、授業づくりに教材研究が大切であること、個別探究の授業の在り方等について理解が深まりました。また、授業研究を動画で撮影し、塾生同士でオンデマンド視聴型研修やオンライン研修で共有し、交流し合うことができたことは、向上塾の進め方の新しいスタイルとなりました。

教育指導教員の配置については、その専門性を生かし、教員への個別指導、校内研究や道徳授業地区公開講座での講師等、学校の要請・要望に応えた学校支援を行いました。教育指導教員が模範授業を行い、若手・中堅の教員が自身の授業を見直しています。

ICT活用研修の実施においては、GIGA スクール構想により児童・生徒 1 人 1 台専用タブレット端末が配布されることを受け、授業で活用できる内容を重点的に行いました。「まずは教師が慣れる」として学んだ教員は、日常的にロイロノート、デジタル教科書、ペンブラスの活用を行うとともに、応用編の受講により、一層効果的な活用の仕方を実践に生かしています。

※ 11 分区…中学校 23 校を 4 つの地域に分割した 4 分区と小学校 40 校を 7 つの地域に分割した 7 分区の合計

【計画事業の課題(令和2年度)《J》】

指導教授の指導については、より若手教員のニーズに合わせて、若手教員自身が課題と感じていることを見出だして指導していくことが求められます。ICTの利活用については、授業のどのような場面で活用できるか、機器やソフトの扱いについて継続的な研修の場が必要です。

授業力向上塾は、若手教員の学びの場となっています。教材・指導の検討のみならず、そこで学んだことを子どもたちへ還元していくかが重要です。ここで学んだことが、どのように子どもたちへ還元され、どのような成果につながっているか、研修の進め方や支援の仕方も含め、検証を続けていくことが求められます。

教育指導教員については、知識や経験を基にした楽しく工夫にあふれた授業に向け、学校の要請・要望に応え、学校の求める人材育成・研究の方向性などについて、専門性を生かして支援することが求められています。

ICT活用研修の実施においては、受講者のニーズ(授業での有効的な使い方を知る・授業に生かせる)に合わせた研修を計画し、受講者が学んだことを自校に還元し、ICT活用の底上げを担う存在となっていくことが求められます。

【計画事業の今後の取組の方向性《K》】

教員が「与えたものに応える」のではなく、「自ら学び続ける」研修体系を構築していきます。個別最適化(その教員が自ら付けたい力を身に付ける)とICTの利活用を中心として研修の計画・実施・検証を行っていきます。

指導教授の活動については、対象教員が自らの課題を明確にし、その課題に対し後追いで支援していく指導を行っていきます。また、ICTの活用について、指導教授が実際に触れ、どのような場面で活用できるかを若手教員に伝えていくとともに、オンラインによる指導・研修の実施を進めていきます。

授業力向上塾は、若手教員が学んだ成果を教育活動に還元していく中で授業力が向上することのみならず、その育成に努めた中堅教員が指導力・人材育成力の向上を高めるものとします。向上塾の運営やこれらの育成が促進するよう、実施方法についてよりよいものとなるよう検証していきます。

教育指導教員については、学校の要請・要望に応じてその専門性を生かし、模範授業や教員への個別指導、校内研究での講師等を行うことで学校支援を進めていきます。要請が一部の学校だけに偏ることのないよう、校長会等を通じて改めて活用について周知し、より多くの学校の授業力向上につなげていきます。

ICT活用研修の実施においては、デジタル教科書、ロイロノート、ペンプラス、Microsoft Teams等活用のスキルアップを継続します。また、教員が「ICT活用中核教員育成研修」において、ICTの効果的な活用及び情報モラル等に関する具体的な指導の内容や方法を学ぶことにより、推進者として、自校だけでなく区立学校全体におけるICT活用及び教科等指導を推進していく資質・能力を養成します。

計画事業Ⅱ－2 全面実施となる新学習指導要領への対応

【計画事業の概要(令和元～3 年度)《G》】

平成 30(2018)年度からの移行措置を経て、小学校においては令和 2(2020)年度、中学校においては令和 3(2021)年度に全面実施となる新学習指導要領に適切に対応します。

そのため、新学習指導要領に示された「主体的・対話的で深い学び」を実践する授業を推進するほか、小学校における外国語教育やプログラミング教育の充実に向け、研修を実施します。

【計画事業の実施状況等(令和 2 年度)《H》】

	項目	(計画)	実施状況	事業担当課
①	「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業の推進	小中学校教員研修 実施	小学校を中心に全 6 回、諸教科における授業実践から学びの構造転換を具現化するための手立て等について協議をし、理解を深めました。各小中学校の推進者 1 人以上が 1 回以上出席しました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンデマンド配信による研修に変更した回があります。	済美教育センター
②	小学校外国語教育の充実	小学校教員研修 実施	外国語活動及び外国語科の授業の進め方や評価について、授業公開や協議会等 3 回の研修を実施しました。各小学校の外国語教育推進者 1 人以上が 2 回以上出席しました。	済美教育センター
③	プログラミング教育の充実	小学校教員研修 実施	全 18 回の ICT 活用研修とともに、プログラミング教材「Root」の体験研修会を 1 回実施しました。各回 10 人程度が出席し、指導力の向上を図りました。	済美教育センター

【計画事業の主な成果(令和 2 年度)(事業の進捗に対する新型コロナウイルス感染症による影響を含む)《I》】

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善に取り組み、子どもたちに、学び続ける力を育むための「学びの構造転換のための研修」「外国語教育担当者研修」を推進者養成研修に位置付け、研修の成果を各学校へ普及することをねらいとしました。また、全ての研修において教員の指導改善につながる実践的な内容を重視しました。外国語の教科等教育推進委員による授業公開を行い、JTE と連携した授業づくりを推進しました。ICT活用研修では、受講者がタブレット端末を使いながら研修を行い、授業ですぐに実践できるようにしました。新型コロナウイルス感染症対策のため、一部研修では、集合型研修をオンデマンド配信研修に変更したことにより、研修対象者だけでなく、より多くの教員に事例紹介をすることができました。

研修後のアンケートで、参加者からは、「子どもたちの主体性を重視した個別・多様な学びについて、どの教科においても意識していかなければならないと再認識した。」という意見があり、今後の指導改善の方向性を見出させることができたと考えられます。

【計画事業の課題(令和 2 年度)《J》】

推進者養成研修では、指導の専門性を高めると同時に研修の成果を各学校へ普及・還元することをねらいとしているため、各校で普及・還元が十分に行われているかについて、取組を把握する必要があります。さらに、各校の実践事例を他校へ広め、共有していくことが課題です。授業動画を集め、オンデマンド配信として研修対象者以外も視聴できるようにすることが考えられます。

また、成果の普及については、継続した取組が重要であるため、研修アンケートの意見を参考にし、研修内容の見直しを図り、計画していくことが必要です。

【計画事業の今後の取組の方向性《K》】

全ての教員が「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善に取り組み、子どもたちに、学び続ける力を育むために、引き続き、学びの構造転換のための研修を実施します。また、小学校における外国語教育の指導方法及び評価方法について研修を行い、推進者を養成します。さらに、外国語教育やプログラミング教育を含めた各教科等の学習展開案や授業動画の公開等、各校で行われている実践事例を共有する研修の形を検討していきます。

計画事業Ⅱ－3 区費教員の効果的な活用

【計画事業の概要(令和元～3 年度)《G》】

区が独自に任用している教員(区費教員)について、小学校における 30 人程度学級の実施のほか、学校における特色ある教育活動や特別支援教育の充実等を図るため、小中学校及び特別支援学校への効果的な配置・活用を行います。

【計画事業の実施状況等(令和 2 年度)《H》】

	項目	(計画)	実施状況	事業担当課
①	区費教員の効果的な活用	実施	69 名を学校等に配置し、30 人程度学級や特色のある教育活動を実施しました。	教育人事企画課

【計画事業の主な成果(令和 2 年度)(事業の進捗に対する新型コロナウイルス感染症による影響を含む)《I》】

小学校における 30 人程度学級の実施のために 51 名を配置するとともに、特色ある教育活動の実施のために 13 名、中学校に 3 名、特別支援学校に 1 名を配置し、区費教員を効果的に活用して教育活動の充実を行いました。

また、済美教育センターに指導主事を 1 名配置し、将来的な管理職任用に向けた育成を図りました。

【計画事業の課題(令和 2 年度)《J》】

これまで、区費教員の多くを 30 人程度学級実施のために活用してきましたが、国が小学校全学年において 35 人学級とすることとなり令和 3 年度から令和 7 年度にかけて順次実施することから、今後は、区費教員の活用方法について見直していく必要があります。

【計画事業の今後の取組の方向性《K》】

授業の質の向上や働き方改革に結びつくとして国が検討している小学校高学年における教科担任制について、区費教員を活用して段階的に導入することを検討するなど、新たな教育課題に的確に対応していきます。また、管理職への登用についても、区の教育施策の牽引者として計画的に実施していきます。

計画事業Ⅱ－4 補助教員の配置

【計画事業の概要(令和元～3 年度)《G》】

教員とのチームティーチングによる授業補助等を行う補助教員を、中学校及び特別支援学校へ重点的に配置し、それぞれの学校の実情に応じた教育活動の充実を図ります。

【計画事業の実施状況等(令和 2 年度)《H》】

	項目	(計画)	実施状況	事業担当課
①	補助教員の配置	配置	小学校 6 校、中学校 11 校、特別支援学校 1 校に合計 18 人を配置しました。	教育人事企画課

【計画事業の主な成果(令和 2 年度)(事業の進捗に対する新型コロナウイルス感染症による影響を含む)《I》】

各学校の実情に応じて補助教員を配置しました。主にチームティーチングによる授業補助等を行い、個に応じたきめ細かい授業を行ったことで、教育活動の充実を図ることができました。

【計画事業の課題(令和 2 年度)《J》】

小学校の学級編制基準が全学年において「1 学級 35 人以下」(令和 3 年度から順次実施)となりましたが、今後中学校へ拡充していく動きなどがあり、学校を取り巻く状況が変わってきています。今後は国の動向も注視しながら、配置の在り方について検討が必要です。

【計画事業の今後の取組の方向性《K》】

上記の課題でも挙げたとおり、学校の状況が変わってきていることから、国や都の動向を注視しながら、配置の在り方について検討していきます。

計画事業Ⅱ－5 学校図書館の充実

【計画事業の概要(令和元～3 年度)《G》】

学校図書館における、子どもたちの読書習慣を培う「読書センター」や学習活動を支える「学習センター」、情報活用能力の育成にあたる「情報センター」の3つの機能の充実・強化を図ります。

そのため、小中学校全校に配置している学校司書の資質能力の向上を目的とし、読書活動や調べ学習の推進、新たな課題に対応する専門性を高める研修を実施します。

また、より意欲的に読書推進や学校図書館活用に取り組む学校を、学校図書館活用実践校として指定し、蔵書の充実を図るとともに多様な読書活動を行い、その具体的な取組を全学校で共有します。

【計画事業の実施状況等(令和2 年度)《H》】

	項目	(計画)	実施状況	事業担当課
①	学校司書の配置	小中学校全校	引き続き小中学校全校に学校司書を配置し、学校図書館を活用した教育活動を推進しました。	教育人事企画課
②	学校司書研修の実施	12 回	課題提出による研修など実施方法を工夫し、年間 12 回実施し、学校司書の資質能力の向上を図りました。	済美教育センター
③	学校図書館活用実践校の指定	-	指定校では、学校図書館活用の校内組織を整え、調べ学習の授業実践や読書活動の質の向上に取り組みました。	済美教育センター

【計画事業の主な成果(令和2 年度)(事業の進捗に対する新型コロナウイルス感染症による影響を含む)《I》】

学校司書配置を継続し、コロナ禍においても研修内容を充実させました。例えば、「教科書単元から学校図書館活用を考える」、「学校図書館におけるICT活用」など、より具体的で実践可能なものや今後の学校図書館活用を見据えた内容を取り上げ、学校司書の資質や技術の向上に結び付けることができました。学校図書館活用実践校(小学校4校中学校2校)では、学校図書館を活用する校内体制を整え、タブレット端末と図書を併用した調べ学習や読書が苦手な児童・生徒への働きかけなどを研究実践しました。指定校の発表は各学校に動画配信し、共有化を進めました。

これらの取組により、学校図書館の貸出冊数は伸び、蔵書冊数の基準「学校図書館図書標準」100%達成校は小中学校とも9割を超えました。

【計画事業の課題(令和2 年度)《J》】

「読書センター」として、貸出冊数という量的な面だけでなく、児童・生徒の読書の質の向上を図るとともに、読書バリアフリー法^{*}の視点からの対応も考えていく必要があります。また、小中学校全校の学校図書館図書標準達成に向け、蔵書冊数を維持または増加させつつ、授業で活用できる図書資料を充実させていかなければなりません。児童・生徒が1人1台専用タブレット端末を持つ中で、学校図書館が教育課程の展開に寄与し、児童・生徒の健全な教養を育成するという目的遂行のため、「学習センター」「情報センター」として、デジタル情報と図書資料とをどのように併用していくか、学校司書が児童・生徒の情報活用能力の育成にどのように関わっていくかも課題です。

^{*} 読書バリアフリー法…障害の有無に関わらず、全ての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられる社会を実現するための法律。
正式名称は「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」

【計画事業の今後の取組の方向性《K》】

学校図書館は、読書活動推進のために利活用されることで、児童・生徒の読書力や豊かな人間性を培います。さらに、調べ学習や探究学習の場として、各教科等の様々な授業で活用されることにより、言語能力や情報活用能力等を育成し、生涯にわたる学びの力や生きる力を育みます。そのために、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の基盤としての役割が一層期待されています。

「読書センター」としては、児童・生徒一人ひとりの読書ニーズを把握し適切な読書指導を行ったり、マルチメディア DAISY*などのデジタル資料を備えたり、読書環境を整備し、読書の量と質の向上を図り、児童・生徒が読書習慣を身に付けられるよう支援します。

「学習センター」としては、紙の図書資料からネットワーク情報資源まで多様な図書館資料を取り扱い、収集し、探究的な学習の場を支えます。紙の図書資料においては、学校図書館として適切な蔵書比率配分になるよう気を配り、学校図書館図書標準を小中学校全校で達成できるようにしていきます。

「情報センター」としては、様々な教科において、図書とデジタル資料の双方を活用し、児童・生徒の発達段階に合った情報活用能力の育成を目指します。

こうした学校図書館の利活用を進めるにあたって、学校司書の配置を継続します。学校司書と学校図書館の運営等を担う司書教諭等への研修をさらに充実させ、その資質・能力の向上を図ります。また、管理職や教員へ学校図書館活用研修により、学校全体での学校図書館活用を促します。

学校図書館活用実践校の指定は、当該校の読書推進や探究学習を進める大きな一歩となると同時に、その先進的な取組を全校へ広げていく牽引力を持ちます。より実践的な学校図書館活用を様々な学校で進めていくために継続して取り組んでいきます。

* マルチメディア DAISY…DAISY は Digital Accessible Information System の略。障害等により普通の印刷物を読むことが困難な方のために開発された国際基準規格のデジタル録音図書。マルチメディア DAISY はその一つで、音声と一緒に文字や画像が表示される

計画事業Ⅱ－6 部活動支援の充実

【計画事業の概要(令和元～3 年度)《G》】

生徒数の減少等に伴い、従来の顧問教員による部活動指導が困難になっている状況を踏まえ、外部の力を活用した部活動支援の充実を図ります。

そのため、各中学校の実情等に応じて、専門事業者への委託による部活動指導を推進するほか、顧問教員による部活動指導を補助する外部指導員を配置するとともに、「杉並区教育委員会運動部活動の在り方に関する指針(ガイドライン)」(平成 31(2019)年 3 月策定)に基づき、教員の負担軽減や部活動の在り方についての検討を踏まえて、国において制度化された部活動指導員の配置について検討します。

【計画事業の実施状況等(令和 2 年度)《H》】

	項目	(計画)	実施状況	事業担当課
①	部活動活性化事業*の実施	専門指導者による部活動指導 50 部活動 合同部活動 実施 プロフェッショナル指導 実施	区が事業者等に委託により専門的指導を依頼する部活動活性化事業を 50 部活動で実施しました。また、合同部活動及びプロフェッショナル指導は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。	学校支援課
②	外部指導員の配置	360 回/校	外部指導員(中学校全校延べ 148 人)による指導補助を実施しました。	学校支援課
③	部活動指導員の配置	検討	教員に代わり顧問業務、技術指導や公式大会引率が可能な部活動指導員(3 名)を試行的に配置しました。	学校支援課

【計画事業の主な成果(令和 2 年度)(事業の進捗に対する新型コロナウイルス感染症による影響を含む)《I》】

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により部活動の実施回数が縮小しましたが、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、「杉並区教育委員会運動部活動の在り方に関する指針(平成 31(2019)年 3 月策定)」を踏まえ、各中学校の希望に応じ、部活動指導を補助する「外部指導員」や委託事業者が指導等に当たる「活性化事業」による部活動を実施しました。また、運動部活動を持続可能なものとするため、新たにモデル実施として部活動指導員を配置することで、部活動の質的向上と顧問教員の精神的・肉体的な負担を軽減しました。専門的指導等による部活動の一層の充実を図りました。

【計画事業の課題(令和 2 年度)《J》】

専門的指導による充実した部活動を継続させ、かつ、教員の働き方改革を更に進めていくために、効果的な部活動支援のあり方を検討していくことが大きな課題です。そのためには、部活動の新たな支援として、令和 2 年度からモデル実施した部活動指導員の成果を検証していく必要があります。また、今後の部活動について、国が進める地域人材を担い手とする取組や活動内容の工夫などを検討し、教員の負担を軽減し生徒にとって望ましい環境を構築する必要があります。

* 部活動活性化事業…技術指導が困難な顧問教員の負担軽減のため、区が技術指導を専門事業者等に委託し、専門性のある指導資格を有したコーチが部活動の指導を行う事業

【計画事業の今後の取組の方向性《K》】

令和２年度からモデル実施している部活動指導員の成果を検証します。また、部活動の新たな支援策として、学校の運動部活動を顧問業務も含め民間事業者等に一括して委託するモデル事業を実施します。このモデル事業における新たな部活動支援の実績等と従来の部活動支援（外部指導員、部活動活性化事業、部活動指導員）の実施状況を踏まえ、今後の部活動支援の仕組みを構築し、教員の働き方改革と生徒にとって望ましい部活動の充実を図っていきます。

計画事業Ⅱ－７ 教員の働き方改革の推進

【計画事業の概要(令和元～3 年度)《G》】

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、学校に求められる期待や役割は増加し続け、教員の業務負担の増大や長時間労働が大きな問題となっていることから、教員が心身の健康を保持し、授業や授業準備等に集中でき、教育の質を高められるよう、教員の働き方改革を推進します。

そのため、「杉並区立学校における働き方改革推進プラン」(平成 31(2019)年 3 月策定)に基づき、教員が子どもたちと接する時間をより多く確保するとともに、勤務時間を縮減し、学習指導要領に示された内容を確実に身に付けさせる指導を継続的に行うことができる環境を作ります。

【計画事業の実施状況等(令和 2 年度)《H》】

	項目	(計画)	実施状況	事業担当課
①	教員の働き方改革の推進	実施	各校においてタイムマネジメント力向上研修を実施するとともに、スクール・サポート・スタッフを全校に配置しました。	教育人事企画課

【計画事業の主な成果(令和 2 年度)(事業の進捗に対する新型コロナウイルス感染症による影響を含む)《I》】

教員の長時間労働の改善に向けて、タイムマネジメント力向上研修用の DVD 教材を全校に配布し、各校において研修を実施しました。また、引き続き副校長校務支援員*を 16 校に配置するとともに、新たにスクール・サポート・スタッフを全校に配置し、教員の負担軽減に努めました。

その結果、教員一人当たりの平均時間外勤務時間は令和元年度と比べて減少しました。

【計画事業の課題(令和 2 年度)《J》】

「杉並区立学校における働き方改革推進プラン」に基づく取組を進めたことにより、業務の見直しや職員の意識改革が進むなど一定の効果が得られています。一方で、令和 2 年度以降、新たに新型コロナウイルス感染症対策の実施などにより、年度を通じて一度でも月当たりの時間外勤務が 80 時間を超えた教員の割合は増加しており、教員の長時間労働は引き続きの課題となっていることから、教員を支援する取組を充実していく必要があります。

【計画事業の今後の取組の方向性《K》】

引き続き、副校長校務支援員及びスクール・サポート・スタッフの配置等により教員の長時間労働の改善を図るとともに、教員の持ち時数の軽減に向けて、小学校高学年における教科担任制を実施する学校に対して区費教員の追加配置を検討するなど、教員の働き方改革を推進していきます。

* 副校長校務支援員…区立学校の副校長の業務(職員の出退勤状況の確認や休暇・出張の処理等)の補助を行う会計年度任用職員。
なお、会計年度任用職員とは、地方公務員法の規定に基づき任用される非常勤職員のこと

目標Ⅲ 個に応じた学び・成長をきめ細かく支えます

【基本的な考え方(令和元～3年度)《A》】

障害等により特別な支援が必要な児童・生徒に加え、いじめ・不登校や健康管理面など、個別の教育的支援や配慮が必要な子どもたちは総じて増加傾向にあります。

そのため、個に応じた多様な学びを通して、持てる能力を伸ばしながら成長していけるよう、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進や、子どもたちが健康的で安全・安心な学校生活を送るための取組を支援していきます。

【主な取組概要(令和元～3年度)《B》】

特別支援教育の充実では、支援を必要とする児童・生徒が個別の教育支援計画(学校生活支援シート)^{*1}の内容を踏まえ、長期的な視点で一貫性のある指導と支援を受けることができるよう、就学前からの継続した支援体制を構築するとともに、学習面で困難を抱える児童・生徒の教育的ニーズに応じた学習支援教員を小中学校全校に引き続き配置します。また、特別支援教室^{*2}を中学校全校に設置するほか、需要に応じた特別支援学級^{*3}(知的障害)を整備します。

いじめ及び不登校対策の推進では、教育相談といじめ・不登校対策に関する事業を一体的に展開し、迅速かつ的確に対応できる体制の構築を進めるとともに、より専門的視点から子どもと保護者を支援する相談体制の充実を図ります。また、「杉並区いじめ問題対策委員会^{*4}」の専門的な知見をより一層活用し、いじめの解決や未然防止に向けた学校の対応力の強化を図っていきます。

不登校対策の推進では、不登校児童・生徒等の個々の状況に応じて、関係機関等との連携を更に強めて、教育機会確保法の趣旨等を踏まえ、多様で適切な学習活動の場につながるよう、必要な支援を行います。

このほか、健康教育・食育の推進では、学齢期における健康教育の重要性から、「歯と口の健康づくり推進校^{*5}」における実績を踏まえ、口腔保健指導方針を改定し活用するなど取組を推進していきます。

^{*1} 個別の教育支援計画(学校生活支援シート)…教育上特別な支援が必要な児童・生徒等一人ひとりのニーズを把握し、必要な支援を行うことができるよう、長期的な視点で学齢期を通じて一貫して適切な支援を行うことを目的として作成

^{*2} 特別支援教室…通級指導学級で行ってきた障害による学習上又は生活上の困難を改善することを目的とする指導を、対象児童・生徒が在籍校で受けることができるよう設置する教室

^{*3} 特別支援学級…小学校、中学校において知的障害、言語障害、難聴等の障害のある児童・生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置する学級

^{*4} 杉並区いじめ問題対策委員会…いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処のための対策についての調査・審議を行うとともに、学校で発生した重大事態に係る調査及び対処、同種の事態の発生の防止に関して調査・審議する、いじめ防止対策推進法に基づき設置した教育委員会の附属機関

^{*5} 歯と口の健康づくり推進校…教育委員会の指定を受け、学齢期から歯肉炎予防に関する正しい知識やブラッシング方法を身につけることを目的に、口腔保健指導、教職員に対する歯科指導及びかかりつけ医への受診勧奨などに取り組む学校(平成27(2015)～30(2018)年度実施)

【計画の指標《C》】

指標名	実績値 (平成 23 (2011) 年度)	実績値 (令和 2 (2020) 年度)	目標値 (令和 3 (2021) 年度)	指標の説明・計算式等
個別の教育支援計画(学校生活支援シート)を作成している学校の割合	(平成 30(2018)年度新設)	100%	100%	就学前から成人まで支援情報の引継ぎが行えるよう作成する支援計画
いじめの解消率	97.5% (平成 22 (2010)年度)	90.8%	98%	都「ふれあい調査」による (平成 23(2011))年度の実績値は国「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」による)
不登校児童・生徒出現率	小 0.43% 中 2.77% (平成 22 (2010)年度)	小 1.04% 中 5.23%	小 0% 中 0%	30 日以上の長期欠席の児童・生徒の出現率
不登校児童・生徒のうち専門機関等による支援を受けている割合	(平成 30(2018)年度新設)	72.2%	100%	
肥満傾向又は痩身傾向の児童・生徒の割合	小 7.7% 中 11.3% (平成 22 (2010)年度)	小 7.0% 中 10.7% (令和元 (2019) 年度)	小 5.3% 中 8.6%	「杉並区の学校保健統計」による肥満度別児童・生徒数

【目標Ⅲの主な成果のまとめ(令和 2 年度)《D》】

小中学校全校に設置した特別支援教室の円滑な運営と高円寺学園への特別支援学級の新設により、個別の支援を必要とする児童・生徒の学びの環境の一層の整備が進みました。また、各学校や児童・生徒一人ひとりの状況に応じた、介助員ボランティアの配置や、教育支援チームの巡回支援の取組内容の工夫などにより、各学校において特別な支援を必要とする子どもに対するきめ細やかな支援の下、子どもたちが能力を伸ばしながら成長しており、「特別支援教育推進校内支援体制の調査」結果において、「学校への支援体制が充実した」との評価を得ています。

不登校対策では、新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底した上で、来所教育相談やスクールソーシャルワーカー^{*1}の訪問等を行い、コロナ禍においても安心して相談が継続できる体制を整えました。また、「相談グループ^{*2}」では、不登校生徒をさざんかステップアップ教室^{*3}等一人ひとりに応じた学びの場につなげる支援を実施しました。さらに、さざんかステップアップ教室のWi-Fi 環境整備などにより、不登校児童・生徒の学習支援の充実を図りました。

いじめ対策では、教育 SAT^{*4}と教育相談事業の一体的運営により、情報共有や対応方針の協議を行うとともに、関係機関との連携を通じて学校支援体制の強化を図りました。また、杉並区いじめ問題対策委員会を定期的に開催し、専門的知見を得ながら、いじめの早期発見、早期対応を図ることで、いじめに関わる重大事案の未然防止に努めました。

*1 スクールソーシャルワーカー…問題を抱えた子どもと家庭・地域・学校・関係機関等に対して調整・仲介役としての役割を担い、子どもを取り巻く様々な環境に働きかけ、子どもの生活改善を支援する福祉の専門家

*2 相談グループ…不登校生徒が小集団で心理士との創作活動等を通して、安心できる人間関係をつくり、自分に合った学びの場を考えることを目的として行う教育相談

*3 さざんかステップアップ教室…不登校児童・生徒が、集団生活等を通して社会性を育み、社会的自立ができるよう支援することを目的とした教室

*4 教育 SAT…指導主事、学校管理職経験者、スクールソーシャルワーカーで構成され、学校の生活指導にかかわる課題解決力を向上するため、関係部局や諸機関との連携を図りながら組織的な支援を行う仕組み

【目標Ⅲの主な課題のまとめ(令和2年度)《E》】

- 特別支援学級は小中学校で設置校数が増加しましたが、設置校の分布に地域偏在があることから、特別支援学級の通学不便地域の解消に向けた検討を行う必要があります。
- 不登校対策では、コロナ禍により、ふれあいフレンド*の派遣や、さざんかステップアップ教室の宿泊事業を実施することができませんでした。

【今後の取組の方向性《F》】

- 個別の教育的ニーズを必要とする子どもの支援について、引き続き、きめ細やかに行っていく必要があります。このため、令和4年度から3年間を期間とする特別支援教育推進計画において、特別支援学校・特別支援学級・特別支援教室の環境整備、教員の専門性向上を図る研修の実施など、特別支援教育を一層充実させる事業の計画化について検討するとともに、その着実な推進を図ります。
- 不登校対策では、不登校児童・生徒の社会的自立に向け、一人ひとりの状況に応じた教育機会の確保につながる支援を行います。また、コロナ禍等の不測の事態においても人とのつながりや学びを止めることのないよう、ICT環境の整備等を進めていきます。
- いじめ防止基本方針について、関係各所との調整の上、早期に見直しを行い、学校の対応力の向上を図ります。

* ふれあいフレンド…不登校の区内在住の小中学生を対象に、訪問相談員として教育学科や心理学科の学生を派遣する事業

計画事業Ⅲ－1 特別支援教育の充実

【計画事業の概要(令和元～3 年度)《G》】

障害等により特別な支援が必要な子どもの可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加を促進していけるよう、「杉並区特別支援教育推進計画」の改定を行い、個別の教育的ニーズに応じた教育の場と支援体制を整備・充実します。

そのため、小中学校全校に設置した特別支援教室について、指導内容等の更なる充実を図るとともに、高円寺地区小中一貫教育校に特別支援学級(知的障害)を整備します。また、通常の学級における支援体制の充実に向け、学習支援教員を小中学校全校に配置するとともに、各小中学校の実情に応じて通常学級支援員^{*1}及び通常学級介助員ボランティア^{*2}を配置します。

さらに、教育支援チーム^{*3}による巡回支援先を小中学校から子供園にも拡大し、就学前からの特別支援教育の充実を図ります。

【計画事業の実施状況等(令和 2 年度)《H》】

	項目	(計画)	実施状況	事業担当課
①	特別支援教室の設置	小中学校全校	平成 28(2016)年度から段階的に設置を進め、令和元年度に小中学校全校への設置を完了した特別支援教室(拠点校 小学校 10 校、中学校 3 校)について、それぞれの学校や児童・生徒の状況に即すよう、学校と教育委員会 で情報の共有を図りながら円滑に運営しました。	特別支援教育課
②	特別支援学級(知的障害)の整備	小学校 1 校 中学校 1 校	増加を続ける対象児童・生徒の教育環境の向上を図るため、令和 2 年 4 月に施設一体型小中一貫教育校の高円寺学園の開校とともに小・中特別支援学級を新設しました。	特別支援教育課
③	学習支援教員の配置	小中学校全校	通常の学級において、学習面で困難を抱える児童・生徒のために、小中学校全校に 52 人の学習支援教員を配置しました。	特別支援教育課
④	通常学級支援員の配置	配置	通常学級支援員を小学校は原則 1 名配置、中学校は身体介助が必要な生徒の在籍校に全校配置しました。	特別支援教育課
⑤	通常学級介助員ボランティアの配置	配置	通常学級介助員ボランティアを各学校で必要とする支援等の状況により、延べ 3,267 日配置しました。(令和元年度 3,605 日)	特別支援教育課
⑥	教育支援チームの巡回支援	小中学校全校 子供園全園	教育支援チームは、各学校の希望により延べ 661 回の訪問をしました。	特別支援教育課

【計画事業の主な成果(令和 2 年度)(事業の進捗に対する新型コロナウイルス感染症による影響を含む)《I》】

高円寺学園の開校により、特別支援学級の設置校が小中学校 1 校ずつ増えました。加えて、済美養護学校の児童・生徒の増加に対応するため、教室増築工事を実施するなどにより、個別の教育的ニーズにきめ細やかな対応を行うことができる教育環境の整備を図りました。

また、教育支援チームの巡回支援は、定期巡回の他、各学校の希望により回数を定めず訪問することとし、令和元年度の実績である 290 回の 2 倍以上の巡回訪問を行いました。学習支援教員を小中学校全校に配置するとともに、各小中学校の実情に応じて通常学級支援員及び通常学級介助員ボランティアを配置することにより、通常学級における支援体制を充実させました。

^{*1} 通常学級支援員…通常の学級において特別な支援を要する児童・生徒が安心して学校生活を送るために、安全確保及び教育活動に必要な介助を行う非常勤職員

^{*2} 通常学級介助員ボランティア…通常の学級において特別な支援を必要とする児童・生徒が安心して学校生活を送るために、安全確保及び教育活動に必要な介助を行うボランティア

^{*3} 教育支援チーム…発達障害等により支援を必要とする幼児・児童・生徒の校(園)内における支援について、専門的な視点から学校(園)に助言を行うため巡回訪問を行う教職員及び心理士で構成されるチーム

【計画事業の課題(令和 2 年度)《J》】

通常学級介助員ボランティアの配置日数は、新型コロナウイルス感染の影響などにより、減少しています。「地域で支える学校」を目指し、介助員ボランティアによる支援をより充実させていくことが、課題です。

特別な支援を必要とする児童・生徒の数は伸び続けており、今後もその傾向が続くと予想しています。令和 2 年度は済美養護学校の教室増設を行った他、杉並第三小学校の特別支援学級の改築を行いました。引き続き、児童・生徒数の増への対応を含む、特別支援教育環境の充実を図る必要があります。

【計画事業の今後の取組の方向性《K》】

今後も個別の教育的ニーズを持つ児童・生徒は増加が続くと見込まれることから、必要な学びの場を確保すると共に、一人ひとりの学びを充実するため、合理的配慮と基礎的環境の一層の充実を図る必要があります。

現在策定を進めている特別支援教育推進計画(令和 4～6 年度版)では、このような視点に立ち、特別支援学校・特別支援学級・特別支援教室はじめとした学校の環境整備や教員の専門性の向上を図る研修の充実、就学支援のための相談などの取組の計画化を検討し、学校、地域、行政の連携により、これらの取組を進めていきます。

計画事業Ⅲ－2 教育相談体制の充実

【計画事業の概要(令和元～3 年度)《G》】

発達障害児を含む特別な配慮を必要とする幼児や、いじめの認知件数、不登校児童・生徒数が増加しており、その背景・要因も多様化・複雑化しつつあることから、教育相談体制の充実を図ります。

そのため、児童・生徒が多くの時間を過ごす学校内で、子どもたちが抱く心の負担や葛藤をいち早く察知し、軽減するための取組を各学校で実施します。さらに、心の傷つきが深い場合には、教育相談での心理的支援と連動しながら、児童・生徒が、心身ともに安心し、安全に過ごせるための環境を作り、健やかな成長を支えます。また、個々の相談内容に応じて、スクールソーシャルワーカーを派遣し、関係機関等と連携しながら子どもや保護者を支援します。このほか、新就学児童の発達障害支援事業を実施して、支援を必要とする新就学児童(小学校 1 年生)の保護者を対象にペアレント・トレーニング^{*1}を行います。

【計画事業の実施状況等(令和 2 年度)《H》】

	項目	(計画)	実施状況	事業担当課
①	教育相談の実施	実施	来所教育相談では 754 件、電話教育相談では 58 件の相談・支援を行いました。	済美教育センター
②	スクールカウンセラー ^{*2} の配置	小中学校全校	67 人のスクールカウンセラーを小中学校全校に配置し、いじめや不登校等に関する児童・生徒や保護者・教職員等からの相談や支援を行いました。 小学校では 12,936 件(児童 3,788 件、保護者 3,269 件、教職員 5,327 件、その他 552 件)、中学校では 7,589 件(生徒 1,759 件、保護者 1,229 件、教職員 4,139 件、その他 464 件)の相談を行いました。	済美教育センター
③	スクールソーシャルワーカーの派遣	小中学校全校	対応件数は 230 件で、社会福祉分野等の専門的な知識、技術を用いて環境への働きかけを行うことによって子どもが抱える問題の解決・軽減を図りました。	済美教育センター
④	新就学児童の発達障害支援事業の実施	実施	子どもへの関わり方を改善したいと考えている保護者に対して、ペアレント・トレーニングを 40 回実施しました。	済美教育センター

【計画事業の主な成果(令和 2 年度)(事業の進捗に対する新型コロナウイルス感染症による影響を含む)《I》】

学校の臨時休校期間があったため、教育相談とスクールカウンセラーの相談件数は減少しましたが、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底した上で、来所教育相談やスクールソーシャルワーカーによる訪問等を行い、コロナ禍においても安心して相談や支援が継続できる体制を整え、より専門的な視点から個々の状況に応じたきめ細やかな支援を行いました。

スクールカウンセラーの追加配置・追加派遣を活用し、いじめや不登校等の未然防止や改善及び解決等、学校内の教育相談体制の充実を図りました。

また、保護者が子どもの特性を理解し適切で効果的な関わりを身に付けるためのペアレント・トレーニングを、新型コロナウイルスの感染防止のため、少人数で実施しました。

*1 ペアレント・トレーニング…保護者が、子どもへの対応を振り返り、効果的で実践的な関わり方を学ぶプログラム

*2 スクールカウンセラー…いじめや不登校等の未然防止や解決、学校内の教育相談体制の充実のために配置している心理職の専門家

【計画事業の課題(令和2年度)《J》】

児童・生徒や保護者の相談内容は年々多様化しています。このことから、心理職やスクールソーシャルワーカーによる専門的な立場から相談主訴を丁寧に聞き取り、総合的な相談・支援を実施し、教育相談の充実を図るとともに、教育相談員、スクールソーシャルワーカー等が教育 SAT や指導主事と連携して学校訪問等を行うなど、学校の教育相談機能の充実を図る必要があります。

【計画事業の今後の取組の方向性《K》】

児童・生徒や保護者の相談内容は年々多様化しています。専門的な立場から相談主訴を丁寧に聞き取り、子どもや保護者が安心して相談できる環境を整えます。また、教育相談員やスクールソーシャルワーカーによる専門的な相談・支援を行い、教育相談員、スクールソーシャルワーカー等が教育 SAT や指導主事と連携して、学校訪問等を行うなど、学校の教育相談機能の充実を図ります。

そして、学校・家庭・地域・関係機関・行政が各々の役割を果たしながら連携した支援を行います。

計画事業Ⅲ－3 いじめ対策の推進

【計画事業の概要(令和元～3 年度)《G》】

子どもたちの人権や教育を受ける権利を守るため、「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」等に基づき、各学校における組織的な取組を基本として、関係機関等と連携を図りながら、いじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進します。

そのため、「いじめ対応マニュアル」を活用して、教職員のいじめの認知に対する意識の向上や組織的に対応できる校内体制の充実等を行います。

また、「すぎなみいじめ電話レスキュー」による電話相談等を通じて、いじめの早期発見に努めるほか、「すぎなみ小・中学生未来サミット」を実施し、子どもたち自身の「いじめはしない、させない、許さない」という意識を高めます。

さらに、「杉並区いじめ問題対策委員会」の専門的な知見の一層の活用を図ります。

【計画事業の実施状況等(令和 2 年度)《H》】

	項目	(計画)	実施状況	事業担当課
①	いじめ対応マニュアルの活用	活用	小中学校全校で「いじめ対応マニュアル」を活用した校内研修を実施し、教職員の意識向上を図るなど、組織的な対応を図っています。	済美教育センター
②	すぎなみいじめ電話レスキューの実施	実施	すぎなみいじめ電話レスキューでは 14 件の新規相談を受け、いじめの早期発見に努め、教育 SAT を中心とした支援体制による的確な対応を図りました。	済美教育センター
③	すぎなみネットでトラブル解決支援システムの運用	運用	すぎなみネットでトラブル解決支援システムでは 10 件の新規相談を受け、いじめの早期発見に努め、教育 SAT を中心とした支援体制による的確な対応を図りました。	済美教育センター
④	すぎなみ小・中学生未来サミットの実施	実施	中止(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため)	済美教育センター
⑤	杉並区いじめ問題対策委員会の活用	活用	いじめの防止、早期発見、いじめへの対処のための対策等に関して調査・審議を行うため、学識経験者、弁護士、医師、公認心理士、社会福祉士 5 名で構成する委員会を 2 回開催し、いじめの防止対策等のほか、複数の個別事案や学校のいじめに対する具体的な取組について、調査審議を行いました。	庶務課

【計画事業の主な成果(令和 2 年度)(事業の進捗に対する新型コロナウイルス感染症による影響を含む)《I》】

いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応を行うため、初期対応・組織的対応の重要性について、生活指導主任会で研修を行い、学校の対応力の向上を図りました。また、教育 SAT と教育相談事業との一体的運営による支援体制の強化を図り、学校訪問等の定期的な進捗状況の確認と指導・助言を通して、いじめの重大案件に至るケースを未然に防止しました。

これらの取組により、小中学校ともにいじめの認知件数が大幅に減少するとともに、いじめの解消率を 9 割に維持することができました。

【計画事業の課題(令和 2 年度)《J》】

いじめに係る問題が多様化・複雑化していることから、教育 SAT と教育相談事業による総合的な学校支援が重要となっています。そのためにも、いじめや不登校等の生活指導に係る学校からの相談と、保護者・子どもからの相談を、教育 SAT と教育相談課で連携しながら対応することで、

いじめの早期発見、早期対応につなげ、学校の組織的な課題解決力の向上を図る必要があります。また、すぎなみ小・中学生未来サミットを、より各校の実態に応じた小中連携校による取組とするなど、子どもたち自身がいじめを自分たちの問題として考え、話し合い、行動できるように内容の充実を図っていく必要があります。

今後、いじめの防止等(いじめの未然防止、早期発見・事案対応及び重大事態への対応)のための対策をより一層総合的かつ効果的に推進するために、必要に応じて杉並区いじめ防止対策推進基本方針の改定を行っていくことを検討する必要があります。

【計画事業の今後の取組の方向性《K》】

杉並区では、国の基本的な方針やいじめ問題対策委員会の意見を踏まえて、杉並区いじめ防止対策推進基本方針の改定を行ってきました。今後、新たな人権課題(SNS によるいじめ、新型コロナウイルス感染者等への偏見や差別)を踏まえ、いじめ防止等のための対策を総合的に行うために、いじめの発見から組織的な対応の流れ等の見直しを行い、必要に応じて改定を行っていきます。

また、児童・生徒がスマートフォン等を通じて SNS を利用する機会が増加する傾向にあり、SNS による「インターネット上のいじめ」が増加することが予想されます。今後、教育委員会では情報モラルの指導に関する研修を拡充し、各学校では情報モラル指導計画や SNS ルールを作成することで、情報モラル教育の一層の充実を図っていきます。

教育委員会では、管理職や生活指導担当教員等、校内におけるいじめ対応をコーディネートする者を対象とした研修を充実させ、学校における校内支援体制を強化し、早期からの組織的な対応、関係機関等との連携による対応等の徹底を図っていきます。また、早期発見につなげる取組として、アンケート調査以外にも、担任や養護教諭、スクールカウンセラー等による安心して相談できる体制づくりや校内環境づくりを進めることで学校の教育相談体制の充実を図っていきます。

計画事業Ⅲ－4 不登校対策の推進

【計画事業の概要(令和元～3 年度)《G》】

不登校傾向や不登校状態にある児童・生徒に対し、関係機関等と連携しつつ、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を行います。

そのため、教育相談と不登校対策に関する事業を一体的に展開し、迅速かつ的確に対応できる体制の構築を進め、より専門的視点から支援する体制の充実を図るとともに、不登校解消支援システム※を活用して、不登校傾向にある児童・生徒の早期発見・早期対応を図ります。また、当該児童・生徒の状況に応じて、ふれあいフレンド(訪問相談員)による家庭訪問・在宅支援や、さざんかステップアップ教室における支援につなげていきます。更に、フリースクールなど民間団体との情報交換などの連携を更に強めて、教育機会確保法の趣旨等を踏まえ、多様で適切な学習活動の場につながるよう、必要な支援を行います。

【計画事業の実施状況等(令和 2 年度)《H》】

	項目	(計画)	実施状況	事業担当課
①	不登校解消支援システムの運用	運用	不登校相談支援チームが、各学校で取り組む個別登校支援票を活用し、不登校傾向の児童・生徒を早期に発見し対応できるようきめ細かく支援を実施しました。	済美教育センター
②	ふれあいフレンドの実施	訪問相談員の派遣	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため派遣は実施できませんでした。	済美教育センター
③	さざんかステップアップ教室の運営	小学生 1 所 中学生 3 所	不登校児童・生徒の小学生 23 人、中学生 88 人が、さざんかステップアップ教室に通所しました。集団生活等を通じて、社会的自立ができるよう支援を行いました。	済美教育センター

【計画事業の主な成果(令和 2 年度)(事業の進捗に対する新型コロナウイルス感染症による影響を含む)《I》】

新型コロナウイルス感染防止対策を徹底した上で、通所による相談やさざんかステップアップ教室の運営を継続しました。さざんかステップアップ教室では Wi-Fi を設置し、不登校児童・生徒のための ICT 環境の整備を進めました。通所による相談グループを実施し、さざんかステップアップ教室の通室や学校復帰につなげるなど、教育機会確保法の趣旨を踏まえ、不登校児童・生徒の個々の状況に応じた学びの場につなげる支援を実施しました。

【計画事業の課題(令和 2 年度)《J》】

不登校児童・生徒は増加傾向にあるため、1人1台タブレット端末の活用を進めたり、フリースクール等民間施設の取組を学校が知る機会を設定したりするなど、不登校児童・生徒一人ひとりの状況に応じて人とのつながりや多様な学びの機会を確保するための支援の充実を図る必要があります。

* 不登校解消支援システム…学校が「個別登校支援票」等を作成し臨床心理士や教員OB等の専門家からアドバイスを受け、必要に応じて関係機関等と連携して、児童・生徒の登校支援を行う区独自の仕組み

【計画事業の今後の取組の方向性《K》】

不登校解消支援システムの運用では、各学校で取り組む個別登校支援票を活用し、学校と連携しながら、不登校傾向の児童・生徒を早期に対応できるようきめ細やかな支援を実施します。

ふれあいフレンド事業は、ひきこもりがちな児童・生徒を対象に、ふれあいフレンド(心理学等を専攻している大学院生等を訪問相談員として派遣)による家庭訪問支援を実施します。

相談グループは、生徒が心理士と創作活動等を通して、安定して安心できる人間関係をつくり、日々の活動を通じて、自由な自己表現や主体的な選択をする機会を持ち、居場所ができることで、焦ることなく自分に合った学びの場を考えることを目的として実施します。

さざんかステップアップ教室では、不登校児童・生徒一人ひとりの状況に応じて、児童・生徒 1 人 1 台専用タブレット端末を活用した学習支援や、小集団活動、自然体験活動等を通して、児童・生徒が社会的自立へ自信がもてるよう多様な学びの場の充実を図っていきます。

計画事業Ⅲ－5 健康教育・食育の推進

【計画事業の概要(令和元～3 年度)《G》】

子どもたちが生涯にわたり健康的な生活を送れるよう、健康教育・食育を推進します。

そのため、小児生活習慣病の予防及び健康づくりに関する事業を行います。また、これまで取り組んできた「歯と口の健康づくり推進校」による取組の効果検証を行い、口腔保健指導方針を改定します。さらに、食育の観点から、区内産の野菜を学校給食で使用する地元野菜デーや民間事業者による食育出前授業などの取組を実施します。

【計画事業の実施状況等(令和 2 年度)《H》】

	項目	(計画)	実施状況	事業担当課
①	小児生活習慣病の予防	小児生活習慣病 予防検診 実施 健康相談室 健康相談 5 回 フォロー相談 2 回	小児生活習慣病につながる危険因子を早期に発見する小児生活習慣病予防検診については、新型コロナウイルス感染症が拡大し、法定の健康診断を優先したため、中止しました。これに伴い、事後指導として個別に実施している健康相談室も中止しました。なお、令和元年度の健康相談室対象児童に対する継続指導としてフォロー健康相談を 3 回に増やしました。	学務課
②	健康づくり事業の実施	親子健康教室 24 回 口腔保健指導 新方針 活用	児童の小児生活習慣病を未然に防止し、健康的な生活習慣の定着を図る親子健康教室は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、回数を減らして 18 回実施しました。また、口腔保健指導の新方針により、歯肉炎予防の実技指導を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止し、代替えとして教材と歯ブラシを配布して、指導しました。	学務課
③	食育の推進	地元野菜デー 3 回 食育出前授業 実施	地元野菜の活用と、区内生産者等が授業を行う地元野菜デーを、小中学校全校対象に 2 回実施しました。 また、企業や関係団体による食育出前授業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。	学務課
④	薬物乱用防止教室の実施	小中学校全校	薬物乱用が健康や社会に及ぼす影響、薬物から身を守るための方法などについて児童・生徒が理解を深める機会として、小中学校全校で実施しました。	済美教育センター

【計画事業の主な成果(令和 2 年度)(事業の進捗に対する新型コロナウイルス感染症による影響を含む)《I》】

新型コロナウイルス感染症対策として、定期健康診断の実施時期を年度末までに変更して実施し、子どもたちの健康管理に努めました。また、小児生活習慣病予防検診は中止しましたが、親子で医師等と相談できるフォロー相談を実施して、より健康的な生活を送れるようにアドバイスをを行いました。

【計画事業の課題(令和 2 年度)《J》】

小児生活習慣病予防検診、健康相談室を中止したため、対象学年の児童・生徒を来年度以降で対象者とする必要があります。新型コロナウイルス感染症対策として、口腔保健指導の実技指導を中止したため、指導方法の検討が必要です。学校外部の方が行う、食育出前授業は、感染症防止の観点から、実施方法を検討する必要があります。

【計画事業の今後の取組の方向性《K》】

小児生活習慣病予防検診、健康相談室を中止したため、対象学年の児童・生徒を令和 3 年度の対象に加えます。また、食育出前授業は、リモートで実施します。

新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、児童・生徒の健康教育・食育の重要性が改めて見直されています。新しい生活様式のもと、食生活や運動習慣の改善方法など、子どもたちが自らの健康への関心を高め、健康的な生活を送ることが出来るように、事業を継続していきます。

目標Ⅳ 家庭・地域・学校が協働し、共に支える教育を進めます

【基本的な考え方(令和元～3年度)《A》】

豊かな人間関係に満ちた地域コミュニティに支えられた学校で育つ子どもたちは、地域の姿を手本にして身の周りの出来事に関心を持ち、身近な大人と積極的にかかわろうとします。また、そうした子どもたちと大人の関係が子どもの社会性を育み、地域コミュニティを発展させていく力として還元されます。

そのため、家庭・地域・学校は子どもたちの学びと成長について目標を共有し、子どもたちが社会や世界に向き合い、自分の人生を切り拓いていく資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」を実現するとともに、連携・協働して共に支える教育を推進していきます。

【主な取組概要(令和元～3年度)《B》】

新しい学校づくりの推進では、引き続き、令和2年4月開校に向けた高円寺地域における新しい学校づくりを核として、より良い学校づくりを目指した取組を進めるとともに、「杉並区立小中学校新しい学校づくり推進基本方針」の必要な見直しを検討します。

地域と連携・協働する学校づくりの推進では、今後とも、地域運営学校(コミュニティ・スクール)^{*1}の小中学校全校拡大に向けた取組を進めるとともに、各小中学校における学校支援本部の実情に応じた活動支援を実施します。

子どもの育ちを支える地域づくりや家庭教育支援の充実では、地域教育推進協議会^{*2}を設置する地区を拡充するとともに、保護者や地域の様々な団体等との連携・協力により実施される、子どもの育ちや学びを共に支える活動支援等を行っていきます。

【計画の指標《C》】

指標名	実績値 (平成23 (2011)年度)	実績値 (令和2 (2020)年度)	目標値 (令和3 (2021)年度)	指標の説明・計算式等
地域運営学校数	16校	62校	小中学校 全校	
地域の協力を得た授業等 が有効と感じる子どもの 割合	—	62.1%	75%	区「教育調査」による
地域教育推進協議会設 置数	1地区	3地区	4地区	

^{*1} 地域運営学校(コミュニティ・スクール)…学校運営の基本方針の承認や運営に必要な支援について協議するために、保護者や地域住民等で構成された合議制の機関が学校運営協議会であり、この協議会を設置している学校のこと

^{*2} 地域教育推進協議会…0歳から15歳までの子どもの育成や教育をコミュニティの問題として考え、家庭・地域・学校が責任を分担し合って子どもたちが生きる力と豊かな心を育みながら健やかに育つ、活力あるまちを実現するため、中学校区を中心とした地域で活動する組織

【目標Ⅳの主な成果のまとめ(令和 2 年度)《D》】

地域に開かれ、地域と共にある学校づくりを一層進めるため平成 17(2005)年度から拡充してきた地域運営学校(コミュニティ・スクール)は、計画を上回る 4 校に新たに学校運営協議会を設置し、62 校に拡大しました。また、学校運営協議会の会議は、新しい生活様式が求められる社会状況の中で、感染防止対策を徹底したりオンライン会議システムを活用したりして開催し、学校運営について家庭・地域と共に多様な視点を交えて協議することができました。さらに、学校支援本部においては、子どもの学びを止めないよう、動画作成など創意工夫した活動を行いました。

家庭教育講座では、一部オンライン形式を取り入れたことで、講座参加者が増加し、子育てについて新たな視点を得ることにつながったと考えられます。

地域教育連絡協議会や地域教育推進協議会は、オンラインの活用や広報誌の配布、テーマを絞って少人数で情報交換するなどの工夫により、子どもの学びや成長を支える世代を超えた地域のつながりを深め、地域コミュニティの発展に寄与しました。

【目標Ⅳの主な課題のまとめ(令和 2 年度)《E》】

●令和 3 年 4 月に小中学校全校が地域運営学校となったことから、今後は、学校運営協議会において、近隣学校との連携や地域を超えて委員・教員が学び合う機会を充実していく必要があります。また、学校支援本部との関係をより強固にして、協議した結果について、学校のみならず保護者や地域住民が力を合わせて実行していく体制を推進していく必要があります。

●家庭教育講座は、保護者の学びの機会であるとともに、学びの場をつくる担い手を増やす取組でもあり、今後も家庭教育講座を主催する団体を育成していくことが求められています。

●地域教育推進協議会については、地域教育連絡協議会を含め、教育や福祉等の子どもに関する問題をきっかけとした地域づくりを引き続き支援し、活動を通して、誰もが地域コミュニティの担い手である、ということに気付く機会を増やしていくことが課題です。また、各協議会の事務局を担う青少年委員等の創意工夫によって、各地域の特性に応じた活動が行われています。今後も青少年委員を対象とした研修をはじめ、地域でコーディネート役を担う区民が、相互に地域人材や資源について情報交流できるよう支援することが求められています。

●新しい学校づくりの推進では、「新教育ビジョン」の策定を踏まえて、「杉並区立小中学校新しい学校づくり推進基本方針」を見直していく必要があります。

●これらの取組により、身近な場所にある学校に多くの区民が関心を寄せ、様々な社会経験を積んだ区民が学校運営に参画し学校活動を支援するとともに、学校を取り巻く地域コミュニティを更に発展させていくよう、わかりやすい情報発信と、地域の主体性を尊重した支援体制を充実していくことが重要です。

【今後の取組の方向性《F》】

●これまで同様、学校運営協議会や学校への助言・支援を行うことや学校管理職・学校運営協議会委員向けの研修会を実施することに加えて、好事例の発信やオンライン会議システムの活用、小中一貫教育連携校の学校運営協議会合同開催、学校支援本部との連携などを促していきます。こうした相互連携の取組の中で、多様な区民の知見を生かし、当該校の課題の解決に向けた議論の活性化を図り、杉並の教育を豊かに育てる機会を広げていきます。

●家庭教育講座の開催に加え、自ら講座を企画・運営する団体への支援を行い、保護者が地域

でつながりを得て、共に学び合える場を広げていきます。

●地域教育連絡協議会の組織や活動の成果を発展的に継承する地域教育推進協議会については、地域の多様な主体が連携できる特性を生かして、教育の担い手を広げるとともに、地域の実情に応じて学校支援本部との連携を強化していけるよう、きめ細やかな支援を行い、その取組成果を地域教育連絡協議会とも共有していきます。

●新しい学校づくりの推進では、「杉並区立小中学校新しい学校づくり推進基本方針」の改定に向けた検討を進めます。

●これらの取組により、地域の中にある学校において、様々な社会経験を積んだ区民が、学校運営協議会を通じて学校経営に参画し、また、学校支援本部や地域教育推進(連絡)協議会に参加し学校の運営支援や地域の教育力向上を推進するなど、杉並区教育ビジョン 2012 のもと協働の基盤として区民と共に育んできた活動成果を継承し、今後も、地域と共にある学校づくりを推進していきます。

計画事業Ⅳ－1 地域と連携・協働する学校づくりの推進

【計画事業の概要(令和元～3 年度)《G》】

地域全体で子どもたちの成長を支援するとともに、学校を核とした地域の絆を深められるよう、地域と連携・協働する学校づくりを推進します。

そのため、保護者や地域住民等が学校運営に参画する学校運営協議会を設置する地域運営学校(コミュニティ・スクール)を小中学校全校に拡大します。また、小中学校全校に設置されている学校支援本部の活動の充実に向けた支援を行うとともに、学校と地域の調整等を行う学校・地域コーディネーターの資質向上を図る研修等を実施します。

【計画事業の実施状況等(令和 2 年度)《H》】

	項目	(計画)	実施状況	事業担当課
①	地域運営学校の推進	3 校 (累計 59 校)	計画を上回る 4 校(小学校 3 校、中学校 1 校)に学校運営協議会を設置し、累計 62 校に拡充できました。	学校支援課
②	学校支援本部の活動支援	実施	会計・会計監査研修や分区連絡学習会等の研修を年 10 回実施しました。	学校支援課
③	学校・地域コーディネーター研修等の実施	実施	各学校支援本部から推薦された方を対象に年 4 回の研修を実施し、受講修了した方 11 名を新たに学校・地域コーディネーターとして認定しました。	学校支援課

【計画事業の主な成果(令和 2 年度)(事業の進捗に対する新型コロナウイルス感染症による影響を含む)《I》】

地域運営学校では、学校や地域への説明等を積極的に行った結果、計画を上回る 4 校に学校運営協議会を設置しました。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により会議開催回数的大幅な減少が見込まれましたが、感染症対策やオンラインシステムを活用し、各校年間 7 回程度開催され、新しい生活様式が求められる社会状況のなかで、学校運営について家庭・地域と共に多様な視点を交えて協議することができました。

学校支援本部では、地域の大人たちが積極的に事業支援に携わることができるよう、感染症対策を図った上で支援本部のニーズに応じた研修を実施するとともに、新たに 11 名を学校・地域コーディネーターとして認定しました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本部の活動回数等は減少しましたが、子どもの学びを止めないよう、教室の消毒等の感染対策活動や、職場体験活動に代えて仕事の案内用動画を作成して提供するなど創意工夫した活動を行いました。

【計画事業の課題(令和 2 年度)《J》】

地域運営学校については、平成 17(2005)年度から設置してきた学校運営協議会が令和 3 年度に小中学校全校に設置されました。今後は、特別支援学校に学校運営協議会を設置するとともに、各学校運営協議会と学校支援本部との連携や小中一貫教育連携校間の合同会議開催等により、当該校の課題解決に向けた活発な議論が行われるよう、協議会運営に対する個々の状況に応じた助言等支援の充実が求められます。

学校支援本部では、多様な人材の参画による教育活動の支援が組織的・継続的に行われるよう、より多くの地域住民に制度をわかりやすく周知したり、分区ごとのつながりによる自主的な相互支援活動を促したりするなど、各学校運営協議会と連携しながら学校を支える体制の基盤強化に向けた支援を充実していく必要があります。

【計画事業の今後の取組の方向性《K》】

地域運営学校については、学校運営協議会や学校からの求めに応じて助言・支援を行うとともに、オンラインシステムの活用による話し合いの環境の整備や好事例の発信、学校管理職や学校運営協議会委員が学び合う研修会を実施します。さらに、当該校の課題の解決に向けた議論の更なる活性化を図り、議論を通じて杉並の教育を豊かに育てる機会を広げていきます。

学校支援本部については、区民の主体的な実践の場として活動が持続的に発展していけるよう、研修会の開催や活動に係る分担金の支給等、引き続き教育委員会による支援を図っていきます。加えて、令和3年度に小中学校全校に設置を完了した各学校運営協議会等と学校支援本部が連携することで、地域と学校による協働活動を一層発展させていきます。その中で、子どもも地域の一員であり、地域づくりの担い手であるという視点に立ち、誰もが互いに学び合い、かかわり合う関係性を構築していきます。

計画事業Ⅳ－2 **子どもの育ちを支える地域づくり**

【計画事業の概要(令和元～3 年度)《G》】

多様な交流・体験・学習活動や社会貢献活動等を通して、子どもたちの健全育成を図れるよう、子どもの育ちを支える地域づくりを推進します。

そのため、地域の多様な団体等が連携・協力して、子どもの育成や教育に関わる課題の解決に向けて取り組む地域教育推進協議会の活動を支援するとともに、この活動に取り組む地区を拡充します。また、学校支援本部等による土曜日学校のほか、放課後子ども教室の取組を支援し、小学校内で実施を進めている放課後等居場所事業と連携・協働します。

【計画事業の実施状況等(令和 2 年度)《H》】

	項目	(計画)	実施状況	事業担当課
①	地域教育推進協議会の支援	運営支援 3 地区 新規設置準備 1 地区	既存の 3 地区(天沼中学校区、高円寺地区、杉並和泉学園校区)の活動を支援するため、活動方針や運営に対する助言を行いました。 神明中学校区の青少年委員、学校関係者及び地域の協力者との協議を経て、令和 3 年度の新規設置に向けた合意を得ました。	学校支援課
②	土曜日学校の支援	実施	研修会の開催や分担金等の支給により、土曜日学校(小学校 9 校、中学校 10 校)の取組を支援しました。	学校支援課
③	放課後子ども教室の支援	実施	研修会の開催や分担金等の支給により、放課後子ども教室(小学校 12 校)の取組を支援しました。	学校支援課

【計画事業の主な成果(令和 2 年度)(事業の進捗に対する新型コロナウイルス感染症による影響を含む)《I》】

地域教育推進協議会の事業については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当初の予定よりも取組が縮小した地区がありました。そうした中でも地域防犯や子育てなどテーマを絞った情報交換を少人数で行ったり、対面式に代えオンラインを活用した朗読劇を行ったりするなど、子どもの育ちを支える世代を超えた地域のつながりを深め、地域づくりに寄与しました。

土曜日学校及び放課後子ども教室では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当初の予定よりも活動が縮小しましたが、子どもたちが地域の中で様々なことに挑戦・体験できるよう、各学校の実情に応じた学習・スポーツや体験・交流活動の機会を提供しました。

【計画事業の課題(令和 2 年度)《J》】

地域教育推進協議会は、神明中学校区において令和 3 年の新規設置に向けて取り組みました。今後は、既存の 3 地区とともに、各地区の青少年委員や地域の協力者と連携しながら、子どもの育成や教育に関する課題を共有して解決に向けた動きを生み出す取組を広げていく必要があります。

土曜日学校及び放課後子ども教室については、引き続き活動が持続的に発展していくよう、研修会の開催において好事例を発信することや活動に係る分担金を支給する等、教育委員会による支援策を引き続き行っていく必要があります。

【計画事業の今後の取組の方向性《K》】

地域教育推進協議会については、地域の多様な主体が連携できる特性を生かして、社会と連携・協働した教育活動の担い手を広げるとともに、地域の実情に応じた学校支援本部との連携の強化に向けて、きめ細やかな支援を行っていきます。

土曜日学校・放課後子ども教室については、活動が持続的に発展していけるよう、研修会の開催や活動に係る分担金の支給等、引き続き教育委員会による支援を図っていきます。また、放課後等居場所事業と連携・協力した学習支援の充実等の活動展開を支援していきます。

計画事業Ⅳ－3 家庭教育支援の充実

【計画事業の概要(令和元～3 年度)《G》】

子どもの基本的な生活習慣の習得や自立心の育成などに大きな役割を担う家庭教育の支援を充実します。

そのため、子育ての課題等を学び、考える場として、家庭教育講座を実施します。また、家庭教育や子育てに関わる団体等の連携を図り、地域で取り組む活動に役立つよう、情報や意見を交換する家庭教育フォーラムを実施します。

【計画事業の実施状況等(令和 2 年度)《H》】

	項目	(計画)	実施状況	事業担当課
①	家庭教育講座の実施	実施	教育委員会が主催する家庭教育講座を2回実施しました。また、家庭教育に関わる団体が自ら講座を企画・開催する時に、助言や分担金支給等の支援を行い、2団体が講座を開催しました。	学校支援課
②	家庭教育フォーラムの実施	1 回	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、開催を見送りました。	学校支援課

【計画事業の主な成果(令和 2 年度)(事業の進捗に対する新型コロナウイルス感染症による影響を含む)《I》】

家庭教育講座は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、開催回数が予定よりも大幅に減少しましたが、その中で、一部オンライン形式を採り入れた講座では、参加者数が増加しました。

教育委員会が令和 2 年度に主催した家庭教育講座参加者に対するアンケートでは、有効回答数の 94%が「参考になった」と回答しています。

また、令和 2 年度は、家庭教育フォーラムの開催を見送りましたが、令和元年度においては、教育委員会の支援によって家庭教育講座を主催した団体に家庭教育フォーラムへの参加を促し、自らが主催した講座の振り返りや団体同士のつながりを作る場としました。その結果、「今後の講座開催のための多くのヒントを得ることができた」「地域のつながりの大切さを感じた」などの感想が寄せられるとともに、団体間交流のきっかけとなるなど、地域教育力の向上の一助ともなり、保護者にとって貴重な学びの場となりました。

【計画事業の課題(令和 2 年度)《J》】

教育委員会主催の家庭教育講座の参加者を中心に、子育てについて新たな視点を得たり、教育に関する課題を共有する学びの場を自ら作ろうとしたりする動きが進んでいます。こうした家庭教育に関心を持つ団体が、自らの力で保護者が抱える課題や時宜に即した講座をより多く企画・運営していくための情報提供や助言などをしていく必要があります

【計画事業の今後の取組の方向性《K》】

教育委員会が主催する講座によって、家庭教育について誰もが気軽に学べる場を提供します。また、学んだことを共有し、学びを深めるための場を自ら作ろうとする団体に対して、共催分担金支給等の支援を行います。このことにより、保護者が地域の中で孤立することなく、子育てを通じた新しいつながりを得て、世代を超えて学び合う機会を広げていきます。

目標Ⅴ 学校教育環境の整備充実を図ります

【基本的な考え方(令和元～3年度)《A》】

学校は、子どもたちの学びの場であり、豊かな学びを提供するには、時代の変化を踏まえた施設・設備等を整えていく必要があります。また、学校は大人も学び、人々のつながりを生む地域の拠点であるとともに、災害時における地域の防災拠点としての役割を担っています。

そのため、老朽化に伴う改築時期を迎える学校の改築を行うとともに、将来的にはタブレット PC を児童・生徒1人につき1台専用に配備することを目指し、学校教育環境の整備充実を計画的に進めていきます。

【主な取組概要(令和元～3年度)《B》】

区立小中学校の改築では、高円寺地区の施設一体型小中一貫教育校の建設工事(令和元年 7 月完成予定)に取り組みます。また、富士見丘小・中学校、杉並第二小学校は、令和元・2 年度に基本設計・実施設計を行い、令和 3 年度(予定)から改築工事に着手し、加えて、中瀬中学校も令和 2 年度から基本設計・実施設計に取り組みます。その後の令和 3 年度改築校 2 校については、令和 2 年度改定予定の「杉並区立小中学校老朽改築計画」の中で示していくとともに、長寿命化改修校についても示していきます。

空調設備は、一部で未設置となっている中学校の特別教室への設置に加え、小中学校全校の体育館へ順次設置していきます。

通学路等安全対策の推進では、設置済みの通学路防犯カメラに加え、平成 30(2018)年度に実施した小学校の通学路緊急合同点検の結果、通学路以外も含めて安全対策が必要と把握した箇所に通学路等防犯カメラを設置していきます。

このほか、学校ICT環境の整備・充実では、新学習指導要領の全面実施に合わせて、タブレット PC の配備を早期に進めることとし、小中学校全校において(小学校令和 2 年度、中学校令和 3 年度完了予定)、必要な時に1人1台利用できるよう配備を進めていきます。

【計画の指標《C》】

指標名	実績値 (平成 23 (2011)年度)	実績値 (令和 2 (2020)年度)	目標値 (令和 3 (2021)年度)	指標の説明・計算式等
小中学校の老朽改築校数	—	8 校	8 校	杉並区立小中学校老朽改築計画により着手した校数
児童・生徒用端末 1 台当たりの児童・生徒数	—	1.0 人	3.0 人	

【目標Ⅴの主な成果のまとめ(令和２年度)《D》】

高円寺地区の施設一体型小中一貫教育校は、環境整備を含め全ての工事が完了しました。また、富士見丘小・中学校、杉並第二小学校は改築に向けて実施設計を進めるとともに、中瀬中学校は改築検討校懇談会と基本設計を行いました。今後の改築については、令和２年度に策定した「杉並区立学校施設整備計画」をもとに、杉並区実行計画で具体化し計画的に進めることとしました。

特別教室への空調設備については、中学校 16 校の技術室に設置し、これにより計画していた特別教室への設置が完了しました。また、体育館への空調設備については、3 ヶ年計画の 2 年目として、計画通り、設置工事により小学校 1 校、中学校 4 校、賃借により小学校 10 校、中学校 5 校に整備しました。

学校ICT環境の整備・充実では、令和 3 年 2 月に全ての児童・生徒が 1 人 1 台専用できるタブレット端末の配備を実現しました。これにより、日常授業での個別学習や協働学習に加え、非常時等のオンライン学習にも対応できる環境を整えました。

通学路等安全対策として、通学路以外も含め 59 台の通学路等防犯カメラを設置し、計画した 294 台の設置が完了しました。また、関係機関と安全点検を実施し、危険箇所等の改善を図るとともに、児童・保護者・学校による安全マップ作成をとおして、学校周辺の危険箇所等の情報共有を行いました。これらの取組により、児童・保護者の安全・安心への意識向上と、登下校時における安全・安心を高めることができました。

【目標Ⅴの主な課題のまとめ(令和２年度)《E》】

●学校施設の老朽化が進む中で、学校教育環境の整備充実や周辺環境への影響などに配慮しつつ、設計や建設工事等を着実に進めます。

●普通教室及び特別教室への空調整備は終了しましたが、学習室等児童・生徒が使用する空調設備未整備の教室への整備が課題となります。また、体育館については、令和 3 年度が 3 ヶ年計画の終了年度であり、計画完了が求められています。

●学校ICT環境の整備・充実では、児童・生徒 1 人 1 台専用タブレット端末の配備を完了しましたが、約 3 万台の維持管理経費が負担増となること、学校と家庭の双方で利用するデジタル教材や高速大容量の通信に対応する環境を整備することなどの課題も生まれています。このため、タブレット端末維持管理の負担軽減策の検討や端末が快適に利用できる通信ネットワーク基盤を設計・構築することが求められています。

●計画化した防犯カメラの設置は完了しましたが、依然として「ひやりハッと」の事例は発生していることから、児童が安全で安心な登下校ができるよう、今後も、保護者や地域住民、関係機関との連携を更に強化し、地域の防犯意識の高揚及び安全対策の向上を図っていく必要があります。

【今後の取組の方向性《F》】

●学校施設の老朽化が進んでいる中で、杉並区立学校施設整備計画のもと学校施設の改築を着実に進めるとともに、空調設備の整備を一層推進するなど、教育環境の整備、充実を図ります。

●児童・生徒がタブレット端末をいつでもどこでも利用できる通信ネットワーク基盤の構築を目指します。また、教職員のテレワーク環境の充実とともに、学校と保護者間の連絡方法のデジタル化を推進します。

●小学校全校で学校安全マップの作成や計画的に通学路安全点検を実施し、地域の防犯意識の高揚及び安全対策の向上を図ります。

計画事業Ⅴ－1 区立小中学校の改築

【計画事業の概要(令和元～3 年度)《G》】

学校は、児童・生徒が集い、学び、生活する場であるとともに、地域住民の活動の場でもあり、さらに災害時には防災拠点としての役割も担うことから、計画的に老朽改築を行い、安全で望ましい教育環境を提供するとともに、地域の防災拠点としての機能充実を図ります。

【計画事業の実施状況等(令和 2 年度)《H》】

	項目	(計画)	実施状況	事業担当課
①	高円寺地区小中一貫教育校の整備	環境整備工事 0.96 校	令和 2 年 8 月に環境整備を含む全ての工事が完了しました。	学校整備課
②	富士見丘小学校の改築	設計 0.7 校	令和元年度にとりまとめた基本設計に基づき、実施設計を完了しました。また、移転用地の埋蔵文化財確認調査や現校舎の耐力度調査を行いました。	学校整備課
③	富士見丘中学校の改築	設計 0.7 校	令和元年度にとりまとめた基本設計に基づき、実施設計を完了しました。	学校整備課
④	杉並第二小学校の改築	設計 0.5 校	令和元年度にとりまとめた基本設計に続いて、実施設計を進めました。また、埋蔵文化財発掘調査や事前環境整備工事、校舎の耐力度調査、仮設校舎の建設等を行いました。	学校整備課
⑤	中瀬中学校の改築	設計 0.2 校	改築検討懇談会を 7 回開催し、改築基本方針や校舎配置の方針などについて改築基本設計中間まとめを行いました。	学校整備課

【計画事業の主な成果(令和 2 年度)(事業の進捗に対する新型コロナウイルス感染症による影響を含む)《I》】

高円寺地区の小中一貫教育校は、環境整備を含め全ての工事が完了しました。また、富士見丘小・中学校、杉並第二小学校は改築に向けて実施設計を行うとともに、中瀬中学校は改築検討校懇談会と基本設計を行いました。

【計画事業の課題(令和 2 年度)《J》】

学校施設の老朽化が進む中で、学校教育環境の整備充実や周辺環境への影響などに取り組みつつ、設計や建設工事等を着実に進める必要があります。

なお、中瀬中学校は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言や学校臨時休業の中で、検討開始が 3 カ月程度遅れたことから、当初令和 2 年度末に完了予定だった基本設計期間を延長しました。

【計画事業の今後の取組の方向性《K》】

学校施設の老朽化が進んでいる中で、杉並区立学校施設整備計画を元に、杉並区実行計画により具体化を図り、改築を着実に進めます。

計画事業Ⅴ－2 学校空調設備の整備

【計画事業の概要(令和元～3 年度)《G》】

教育環境を改善して児童・生徒の学習効果を高められるよう、小中学校全校の普通教室に続き、特別教室のうち中学校の一部で未設置となっている技術室及び美術室への設置を進めます。また、学習場所としてだけでなく震災救援所としての機能も有する体育館についても、教育環境及び避難者の生活環境向上を目的に、小中学校全校へ空調設備を順次設置します。

【計画事業の実施状況等(令和 2 年度)《H》】

	項目	(計画)	実施状況	事業担当課
①	空調設備の設置	普通教室・理科室 (累計 小中学校全校) 図工室 (累計 小学校全校) 家庭科室 (累計 小中学校全校) 美術室 (累計 中学校全校) 技術室 実施 体育館 小学校 11 校 中学校 9 校 (累計 小中学校 43 校)	特別教室については、中学校の技術室に空調設備を設置しました。 また、体育館については、設置工事及び賃借により、小学校 11 校、中学校 9 校に整備しました。	学校整備課

【計画事業の主な成果(令和 2 年度)(事業の進捗に対する新型コロナウイルス感染症による影響を含む)《I》】

特別教室については、中学校 16 校の技術室に空調設備を設置しました。これにより、計画していた特別教室への空調設備設置が完了しました。

体育館については、3 カ年計画の 2 年目として、計画通り、設置工事により、小学校 1 校、中学校 4 校、賃借により、小学校 10 校、中学校 5 校に整備しました。

【計画事業の課題(令和 2 年度)《J》】

教室については、普通教室及び特別教室への空調整備は終わりましたが、学習室等児童・生徒が使用する空調設備未整備の教室への整備が課題となります。

また、体育館については、次年度が 3 カ年計画の 3 年目であり、計画完了が求められています。

【計画事業の今後の取組の方向性《K》】

空調設備未整備の教室については、長寿命化改修等により整備を検討します。

体育館については、改築計画中の学校を除き、令和 3 年度で整備が完了します。

計画事業Ⅴ－3 学校ICT環境の整備・充実

【計画事業の概要(令和元～3年度)《G》】

児童・生徒の学びの可能性を広げられるよう、日常の授業の改善、個別学習や協働学習、教員の負担軽減のため、電子黒板機能付プロジェクターに加えて、タブレット PC を全校に配備し、必要ときに児童・生徒が1人1台利用できる環境を整備します。

【計画事業の実施状況等(令和2年度)《H》】

	項目	(計画)	実施状況	事業担当課
①	電子黒板機能付プロジェクターの運用	小中学校全校	全普通教室に配備している電子黒板機能付プロジェクターについて、継続して運用を行いました。	庶務課
②	タブレット PC の運用	小学校 全校 中学校 8校 特別支援学校	令和2年9月に小学校25校へ2,760台の児童・生徒用タブレット端末を追加配備するとともに、令和3年2月に各校へ19,000台の児童・生徒用タブレット端末を追加配備しました。	庶務課

【計画事業の主な成果(令和2年度)(事業の進捗に対する新型コロナウイルス感染症による影響を含む)《I》】

全普通教室に配備している電子黒板機能付プロジェクターについて、継続して運用を行うことで、教員の負担軽減を図りました。

また、令和2年9月に小学校25校へ2,760台の児童・生徒用タブレット端末を追加配備し、小学校は3人に1台のタブレット端末の配備を実行計画に基づき完了し、教育用ソフトや学習支援ソフトを活用することで、授業環境の向上を図りました。

さらに、令和3年2月には、国の公立学校情報機器整備費補助金を活用し、19,000台のタブレット端末を各校へ配備することにより、児童・生徒1人1台専用タブレット端末の配備が実現しました。これにより、児童・生徒1人1台専用タブレット端末を活用した、日常授業での個別学習や協働学習に加え、非常時等のオンライン学習にも対応できる環境を整えました。

【計画事業の課題(令和2年度)《J》】

令和3年2月に児童・生徒1人1台専用タブレット端末の配備を完了しましたが、約3万台の維持管理経費が負担増となること、学校と家庭の双方で利用するデジタル教材や高速大容量の通信に対応する環境を整備することなどの課題も生まれています。このため、タブレット端末維持管理の負担軽減策の検討や端末を快適に利用できる通信ネットワーク基盤を設計・構築することが求められています。

また、児童・生徒1人1台専用タブレット端末と学習支援ソフトやデジタル教材を効果的に活用し、一人ひとりの違いに応じた学び(学びの個別最適化)と、違いを生かし合う対話的な学び(学びの協働化)、コロナ禍における学びの保障を実現する必要があります。

【計画事業の今後の取組の方向性《K》】

対面による学びの良さを生かしつつ、一人ひとりの違いに応じた学び(学びの個別最適化)と、違いを生かし合う対話的な学び(学びの協働化)、コロナ禍における学びの保障を実現するために、児童・生徒がタブレット端末をいつでもどこでも利用できる通信ネットワーク基盤の構築を目指します。

また、教職員がコロナ禍で自宅勤務を行う際に、幅広い業務を行うことができるようテレワーク環境を更に充実させることや、学校と保護者間の連絡方法のデジタル化を推進することによって、業務の負担軽減を図ります。

計画事業Ⅴ－４ 通学路等安全対策の推進

【計画事業の概要(令和元～3 年度)《G》】

児童・生徒の登下校時における安全・安心を高められるよう、通学路安全対策を推進します。

そのため、通学路以外も含めて安全対策が必要と把握した箇所に通学路等防犯カメラを設置します。また、各小学校において、学校安全マップを児童、保護者及び学校関係者と共有するとともに、学校・PTA・警察・土木事務所による通学路等安全点検を実施し、その結果を踏まえた危険箇所等の改善を図ります。

【計画事業の実施状況等(令和 2 年度)《H》】

	項目	(計画)	実施状況	事業担当課
①	通学路等防犯カメラの設置	59 台 (累計 小学校 全校 294 台)	通学路以外も含め、59 台の防犯カメラを設置しました。	学務課
②	学校安全マップの作成・活用	小学校全校	小学校全校で学校安全マップを作成し、全家庭に配布しました。	学務課
③	通学路等安全点検の実施	小学校全校	警察・土木事務所等と通学路等安全点検を 16 校で実施しました。	学務課

【計画事業の主な成果(令和 2 年度)(事業の進捗に対する新型コロナウイルス感染症による影響を含む)《I》】

通学路以外も含め 59 台の通学路等防犯カメラを設置し、計画した 294 台の設置が完了しました。また、関係機関と通学路等安全点検を実施し、危険箇所等の改善を図りました。さらに、児童・保護者・学校による安全マップ作成をとおして、学校周辺の危険箇所等の情報共有を行いました。

これらの取組により、児童・保護者の安全・安心への意識向上と、登下校時における安全・安心を高めることができました。

【計画事業の課題(令和 2 年度)《J》】

計画化した防犯カメラの設置は完了しましたが、依然として「ひやりハッと」の事例は発生していることから、児童が安全で安心な登下校ができるよう、今後も、保護者や地域住民、関係機関との連携を更に強化し、地域の防犯意識の高揚及び安全対策の向上を図っていきます。

【計画事業の今後の取組の方向性《K》】

小学校全校で学校・PTA 等が学校安全マップの作成し配布を行うことで、児童・保護者の安全への意識向上を図ります。通学路安全点検を計画的(4 年間で全校)に実施し、危険箇所等の改善を図ります。

目標Ⅵ 誰もが学び続け、その成果を活かせる地域づくりを進めます

【基本的な考え方(令和元～3年度)《A》】

より豊かな地域の創造を図るには、区民が身近な場所で自らの興味・関心を基に多様なかかわり・つながりの中で学び合うとともに、学び得たことを地域や次世代に発信・共有し、共に深めていく場や機会を整えることが重要です。

そのため、多様な社会資源と連携・協働しながら、誰もが学び続けることができ、その成果を活かせる地域づくりに向けた取組を進めていきます。

【主な取組概要(令和元～3年度)《B》】

学び合いを支える学習機会の充実では、今後とも、関係機関・団体と連携・協働し、区民主体の地域活動の活発化につながる多様な学びの場と機会を提供していきます。また、社会教育センターは、設備の老朽化が著しいことから、大規模改修を実施し、合わせて必要な諸室の精査と機能の見直しを行います。

図書館では、ICTを活用した効率的な蔵書管理に向けた検討を進めるとともに、中学生・高校生向けサービスをさらに充実していきます。加えて、中央図書館の大規模改修工事や永福図書館の移転改築・複合化の建設工事を進め、リニューアルオープン(中央図書館については令和2年9月、永福図書館については令和3年4月)を目指すとともに、高円寺図書館の改築・複合化に向けた設計に取り組みます。

科学教育の推進では、引き続き関連団体等との連携・協働による次世代型科学教育事業を実施するほか、有識者等の意見を踏まえながら、次世代型科学教育の新たな拠点整備を進めるとともに、体験交流事業の推進では、子どもたちの多様な体験交流事業を行います。

【計画の指標《C》】

指標名	実績値 (平成23 (2011)年度)	実績値 (令和2 (2020)年度)	目標値 (令和3 (2021)年度)	指標の説明・計算式等
社会参加活動者の割合	54.5%	61.6%	70%	区民意向調査による区民が、趣味や習い事、社会活動に取り組んでいると回答した人の割合
図書館利用者数	291 万人	188 万人	330 万人	中央図書館及び地域図書館の入館者数
サイエンスフェスタ*来場者数	—	2,501 人	2,400 人	

* サイエンスフェスタ…実験や工作、最新技術の紹介を通して、科学の不思議さと面白さを感じる科学の祭典

【目標Ⅵの主な成果のまとめ(令和２年度)《D》】

中央図書館の大規模改修により、快適な読書空間の整備や中高生世代向けの専用スペースの設置等を行うとともに、永福図書館は、「コミュニティふらっと」との複合施設として移転・改築するための準備を進めました。これにより「杉並区立図書館サービス基本方針」の「楽しい交流空間」を創ることができました。また、行政資料等のデジタルアーカイブ^{*1}化及び外部データベース^{*2}の提供により、図書館の情報化を推進して、図書館サービスの更なる向上を図りました。

科学教育は、実施方法を工夫するなどし、コロナ禍においても学びの機会を途切れさせることのないよう事業を進めました。令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにやむなく中止したサイエンスフェスタは、科学教育関係団体等で構成する実行委員会との共催により動画公開等のオンライン開催することができました。また、次世代型科学教育の新たな拠点の整備については、整備・運営事業者の選定を行うとともに、選定された事業者と協議しながら実施設計を進めることにより、令和５年度の開設に向けて着実に取組を進めました。

【目標Ⅵの主な課題のまとめ(令和２年度)《E》】

●区民の学びと交流の場として誰もが利用しやすい図書館を目指すため、「杉並区立施設再編整備計画」等に基づく高円寺図書館の移転・改築を行うとともに、資料の充実等が欠かせません。

●社会教育センターの大規模改修や次世代型科学教育の新たな拠点等の整備に伴う設計を進め、社会教育の拠点としての機能の充実に向け取り組みました。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響がある中でも、区民同士の学び合いと交流が図られるよう、対策を行いながら各事業を推進し、区民の身近な地域における学習の場と機会を確保することが必要です。

【今後の取組の方向性《F》】

●図書館を区民の学びと交流の場として幅広く活用することを目的に、高円寺図書館を地域コミュニティ施設「コミュニティふらっと」と複合化するための移転・改築を進めるとともに、区民の調査・研究活動に役立つ各種データベースの提供など、ICTを活用した図書館サービスの充実と利便性の向上を図ります。

●社会教育センターや郷土博物館では、身近な地域の施設に出向いて事業を実施することにより、誰もが気軽に学びに触れることのできる機会を提供します。また、民間企業や地域団体等との連携を深めることにより、区民の学習機会を充実させるとともに、新たな学びの担い手の発掘・育成につなげます。

●こうした取組により、誰もが学び続け、また学び直せる機会を創出するとともに、学んだ成果が地域づくりに生かせるよう支援していきます。

*1 デジタルアーカイブ…重要な文書や文化資源等の情報をデジタル化して記録・管理し、さらにそのデータをインターネット上で共有したり活用したりする仕組み

*2 外部データベース…新聞・雑誌記事、判例・法令、百科事典などのオンライン情報を提供する商用のデータベース

計画事業Ⅵー1 **学び合いを支える学習機会の充実**

【計画事業の概要(令和元～3 年度)《G》】

多くの区民が身近な地域で学び合い、その成果を地域づくりなどに生かせるよう、多様な学習の場や機会の提供を図ります。

そのため、区民が主体的な地域活動を行うきっかけとなるすぎなみ大人塾*や区民企画講座を開催するほか、区民参加による郷土博物館展示を実施します。また、社会教育関連施設や区内大学等との連携による学習機会の充実にに向けた取組を進めます。

【計画事業の実施状況等(令和2 年度)《H》】

	項目	(計画)	実施状況	事業担当課
①	すぎなみ大人塾の開催	3 コース	3 コースの延べ参加者は 158 人で、総合コースは、オンライン講座として単発開催、地域コース 2 講座(荻窪・方南和泉)は、対面開催としましたが、終盤は緊急事態宣言発出により中止となりました。	生涯学習推進課
②	区民企画講座の開催	3 講座	区内教育関係者等と協力し、6 名の大学生の参加を得て、身近な地域で魅力的な生き方をしている大人を取材し、幅広い世代に手に取ってもらえる小冊子にまとめ全 2 号各 1,000 部発行しました。	生涯学習推進課
③	郷土博物館区民参加型展示の実施	3 回	新型コロナウイルス感染症の影響により、2 回の展示となりましたが、「荻窪の記憶Ⅲ」には 2,880 人が、「絵葉書から見る杉並」には 2,619 人が来館しました。	生涯学習推進課
④	社会教育関連施設等との連携	生涯学習情報紙の発行 1回(25,000 部)	生涯学習情報紙の発行は、事業の中止が相次ぎ提供できる情報が少なく、発行を中止しました。	生涯学習推進課
⑤	区内大学等との連携	協議会開催 3 回 大学公開講座の開催 実施	大学連携協議会は、通常の大学運営ができない状態の中、オンラインで 1 回開催しました。また、区内大学公開講座は 1 大学が開催しました。	生涯学習推進課

【計画事業の主な成果(令和2 年度)(事業の進捗に対する新型コロナウイルス感染症による影響を含む)《I》】

新型コロナウイルス感染症の影響により対面での事業実施が限られる中、小冊子の発行やオンラインツールを活用するなど、実施方法の工夫をし、学習機会の確保・充実に向けて取り組みました。オンラインツールの活用では、時間や場所を問わず学べるなど、新たな広がりを見出すことができた一方で、コミュニケーションを深めるためには、リアルな場での対話が重要であると確認できました。

新型コロナウイルス感染症の影響もありつつ感染防止対策を行い開催したすぎなみ大人塾や郷土博物館の区民参加型展示では、若者から高齢者まで幅広い年代の区民が、社会的課題やそれぞれの興味関心をもとに、地域との接点をつくりながら他者と学び合う機会を提供することができました。

* **すぎなみ大人塾**…自分の可能性に気づき、ネットワークを深め、新しい地域づくりのための自由な発想を育む年間学習講座

【計画事業の課題(令和2年度)《J》】

より多くの区民が持ち味を生かしながら学びの成果を地域に還元していけるよう、オンラインツールも活用しつつ、多様な区民の生涯にわたる学びを一層支援していく必要があります。また、令和3年度からは社会教育センターの改修が始まるため、身近な地域の施設を一層活用するなど、実施場所の工夫も必要です。

【計画事業の今後の取組の方向性《K》】

オンラインツールも活用しつつ、対面による区民同士の学び合い、教え合いも大切にしながら取組を進めます。このため、区民が身近な場所で学べる機会を提供するとともに、区民の学びの成果が地域に還元することができるよう、郷土博物館の区民参加型展示やすぎなみ大人塾、区民企画講座など、区民の興味関心をきっかけとした事業を継続して実施していきます。

計画事業Ⅵー2 **社会教育施設の整備**

【計画事業の概要(令和元～3 年度)《G》】

社会教育センターの老朽化に伴い、大規模改修により必要な保全を行うとともに、社会教育活動の充実を図る拠点として、より効果的で効率的な施設とするための機能の見直しを図ります。

【計画事業の実施状況等(令和 2 年度)《H》】

	項目	(計画)	実施状況	事業担当課
①	社会教育センターの改修	設計	令和元年度から実施していた改修設計について、基本設計及び実施設計を行い、令和 3 年 3 月に改修設計を完了しました。	生涯学習推進課

【計画事業の主な成果(令和 2 年度)(事業の進捗に対する新型コロナウイルス感染症による影響を含む)《I》】

改修設計では、特定天井など法定事項を設計に盛り込むほか、設置目的と各部屋の利用状況から諸室の機能を見直し、来客動線を踏まえた配置を行いました。また、社会教育センターの特徴であるホールについては、新たな設備を導入し機器操作を簡便にすることで、利用者の利便性の向上を図りました。このように、今後も社会教育活動の拠点としてあり続けるため、区民が活動しやすい学習環境の整備に取り組みました。

なお、休館中は、旧杉並第四小学校跡地の暫定的な活用などにより、活動団体の支援を行います。

【計画事業の課題(令和 2 年度)《J》】

令和 3 年度にワクチン接種会場として利用することになり、工事スケジュールに変更がありましたが、令和 5 年度中の施設供用開始に向けて円滑な工事の進捗管理に努めます。

【計画事業の今後の取組の方向性《K》】

他施設と比べて建物の高さが高いため、特定天井対応や外壁面積の増加に加え、ホール機能の確保のため、改修経費が増加しています。これら改修コストの増加の反面、運用コストを少しでも低減できるよう、省エネ化等を積極的に採用し、長寿命化の視点と合わせて総合的にコスト低下が可能な設計としました。改修後には、計画的修繕も合わせて行うことで、総合的なコストの低減を行っていきます。

計画事業Ⅵー3 科学教育の推進

【計画事業の概要(令和元～3年度)《G》】

子どもから大人まで世代を超えて科学に親しみ関心が持てるよう、科学教育の推進を図ります。

そのため、専門事業者や科学教育団体等と連携・協働し、身近な地域施設において移動式プラネタリウムの投映や天文台車による観望会を行うほか、科学展やサイエンスフェスタ、サイエンスコミュニケーション事業*を実施します。また、科学教育の更なる推進に向け、有識者等の意見を踏まえながら、次世代型科学教育の新たな拠点の整備を進めます。

【計画事業の実施状況等(令和2年度)《H》】

	項目	(計画)	実施状況	事業担当課
①	次世代型科学教育事業の実施	天文学習事業 実施 科学展・サイエンスフェスタ 実施 サイエンスコミュニケーション 事業 実施	天文学習事業では 624 人、科学博覧会(科学展)は 3,095 人の参加がありました。 サイエンスフェスタは、動画公開等のオンラインで2か月間開催し、合計 2,501 回視聴されました。 また、サイエンスコミュニケーション事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、フューチャーサイエンスクラブなど会場で行う講座等は中止し、科学冊子を3回発行しました。	生涯学習推進課
②	次世代型科学教育の新たな拠点の整備	設計	令和4年4月からの改修工事に向けて、実施設計を進めました。	生涯学習推進課

【計画事業の主な成果(令和2年度)(事業の進捗に対する新型コロナウイルス感染症による影響を含む)《I》】

天文学習事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年実施している移動式プラネタリウム事業の代替として平面型スクリーンに投影し実施し、身近な地域でより質の高い学びの機会を作ることができました。科学博覧会は、夏休みなど長期休暇期間中を使って、国立科学博物館等の資料を用いた展示を行い、子どもたちをはじめ気軽に科学に親しむ機会を提供しました。

次世代型科学教育の新たな拠点等については、整備・運営事業者の選定を行いました。決定した整備・運営事業者から具体的な運営について提案が示され、開設に向けた協議を進めるとともに整備・運営に関する協定を締結して、改修・整備に向けて調整を始めることができました。

また、実施設計については、複合施設として活用を図ることから、区立高円寺北子供園と連携しながら進めるとともに、同事業者と工事区分の分担等について協議を行いました。

【計画事業の課題(令和2年度)《J》】

科学教育事業は、身近な地域の施設で科学に触れることができることから、毎年度多くの区民の参加を得ていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業の実施回数が大幅に減少しました。今後は実施方法を検討していくとともに、科学教育関係団体とのネットワークなどを生かし、より質の高い内容の事業にしていくことが重要です。また、次世代型科学教育の新たな拠点で実施する事業と区の科学教育事業を一体的に提供することで相乗効果が図られるよう、整備・運営事業者とも連携し、事業の具体化に向けて検討を進める必要があります。

* サイエンスコミュニケーション事業・・・科学に関する多様な体験や触れ合う機会を提供し、広く子どもから大人まで、相互のつながりや
かかわりあいを促進する事業

【計画事業の今後の取組の方向性《K》】

身近な地域の施設で科学を学ぶ機会を提供するとともに、専門事業者や科学教育団体等と連携・協働した「出前型・ネットワーク型」の科学教育事業を、引き続き進めます。また、令和5年度には次世代型科学教育の新たな拠点が開設することから、科学教育の更なる充実に向けて、整備・運営事業者のノウハウも活用しながら、より質の高い学びの機会を提供できるよう取り組んでいきます。

計画事業Ⅵ-4 図書館サービスの充実

【計画事業の概要(令和元～3 年度)《G》】

「杉並区立図書館サービス基本方針」に掲げる図書館像^{*1}の具現化を目指し、図書館サービスの充実を図ります。

そのため、「図書館の電子情報サービスへの対応方針」に基づき、行政資料等の保存のためのデジタルアーカイブ化^{*2}を進め、また、利用者の情報検索に役立つ有料データベースの提供や通常の読書が困難な方のための DAISY 資料^{*3}を充実するなど電子情報サービスを推進するとともに、ICTを活用した効率的な蔵書管理に向けた検討を進めます。また、区民が多様で専門的な図書館資料の閲覧・貸出サービス等を受けられるよう、区内大学図書館と連携します。

【計画事業の実施状況等(令和 2 年度)《H》】

	項目	(計画)	実施状況	事業担当課
①	図書館における電子情報サービスの推進	行政資料等のデジタルアーカイブ化 100 タイトル (累計 486 タイトル) 有料データベース実施 DAISY 資料 新規 30 タイトル (累計 340 タイトル)	行政資料 34 タイトルのデジタルアーカイブ化を行うとともに、児童向け百科事典のデータベース提供を始めました。また、DAISY 資料は 31 タイトル作成しました。	中央図書館
②	効率的な蔵書管理に向けた検討	検討	他自治体図書館での IC タグシステム ^{*4} 等を活用した蔵書管理について調査し、導入について検討しました。	中央図書館
③	区内大学図書館との連携	実施	新型コロナウイルス感染症拡大により、区民の大学図書館利用が中止され、講演会等の連携イベントも実施できませんでした。	中央図書館

【計画事業の主な成果(令和 2 年度)(事業の進捗に対する新型コロナウイルス感染症による影響を含む)《I》】

所蔵している行政・地域資料をデジタル化し、データを保存しました。また区民が豊富な情報にアクセスできる環境を整備するため、新たに有料データベースを提供するとともに、視覚障害者等の利用のためのデジタル録音資料(DAISY)の作成をボランティアとの協働により継続して行いました。ICTを活用した効率的な蔵書管理については、他自治体図書館の事例をもとに検討を行いました。区内大学図書館との連携については、新型コロナウイルス感染症拡大により、大学図書館の区民利用は中止となり、講演会等のイベントも実施できませんでしたが、オンライン会議システムを利用した担当者の会議を行い、コロナ禍においても可能な限り進めました。

これらにより、ICTを活用した多様な情報の収集・保存・提供を行うことで、区民の学びを支援する場としての図書館サービスを推進しました。

*1 「杉並区立図書館サービス基本方針」に掲げる図書館像…地域の学びの場であり、学んだ成果を通じた知的な創造や交流を生み出す場になっている図書館

*2 デジタルアーカイブ化…紙などの媒体に記録されたものを、電子情報化し、保存・活用すること

*3 DAISY 資料…視覚障害等により普通の印刷物を読むことが困難な方のために開発された国際基準規格のデジタル録音図書。音声 DAISY と音声聞きながら画像を見るマルチメディア DAISY の 2 種類がある

*4 IC タグシステム…図書館資料に IC チップとアンテナが組み込まれたタグ(IC タグ)を貼付し、非接触型の蔵書管理を行うシステム

【計画事業の課題(令和2年度)《J》】

デジタルアーカイブ化した資料を公開し、閲覧・活用できる方策を構築することが必要であり、コロナ禍の経験から、非来館型のサービス提供について検討する必要があります。読書バリアフリー法の趣旨に沿って、だれもが読書を楽しむことができるような環境整備を目指し、DAISY 資料の充実のほか、民間サービスの活用を含めバリアフリー資料の収集について検討し、推進していきます。ICTを活用した効率的な蔵書管理については、ICタグシステムの活用による図書館サービスの充実について具体的な検討を行います。区内大学図書館との連携については、これまでの成果をもとに、区民の大学図書館利用だけでなく、大学生の区立図書館の利用促進や学習支援等、新たな取組みについても検討していきます。

【計画事業の今後の取組の方向性《K》】

教育のデジタル化を推進するため、行政・地域資料のデジタルアーカイブの活用を進めるとともに、各種データベースやデジタル録音資料の提供に取り組んでいきます。ICタグシステムを活用した効率的な蔵書管理や区民の利便性の向上について検討を進めます。また、区内大学との連携を深め、区立図書館と大学図書館の区民等の利用を促進し、区民の学びの機会を充実していきます。

計画事業Ⅵー5 図書館の整備

【計画事業の概要(令和元～3 年度)《G》】

老朽化した図書館の改修・改築等を計画的に進め、「杉並区立図書館サービス基本方針」を踏まえた機能の充実を図ります。

そのため、中央図書館は、「中央図書館改修基本計画」(平成 29(2017)年 8 月策定)に基づき、大規模改修工事を実施し、必要な保全と設備更新を行うとともに、一般図書スペースや中・高校生向けスペースを拡充するほか、調べものゾーンの新設や、屋外スペースの有効活用を行います。また、永福図書館は旧永福体育館の跡地に、多世代が利用できる地域コミュニティ施設等との複合施設((仮称)永福三丁目複合施設)として移転・改築します。さらに、高円寺地域については、高円寺図書館を統合後の杉並第八小学校の跡地へ移転・改築し、地域コミュニティ施設等との複合施設として整備するとともに、当該地域の 2 館目となる図書館整備候補地等の検討を進めます。

【計画事業の実施状況等(令和 2 年度)《H》】

	項目	(計画)	実施状況	事業担当課
①	中央図書館の改修	改修 0.2 館	「杉並区立施設再編整備計画」に基づき、改修の工事計画どおり竣工し、令和 2 年 9 月にリニューアルオープンしました。中央図書館の休館中は、代替サービスとして荻窪臨時図書窓口を設置し、図書の貸出及び返却の取次ぎを行いました。	中央図書館
②	永福図書館の改築・複合化	改築 0.5 館	「杉並区立施設再編整備計画」に基づき、令和 3 年 4 月の開設に向けて、移転先での建設工事を竣工しました。	中央図書館
③	高円寺図書館の改築・複合化	設計 0.2 館	「杉並区立施設再編整備計画」に基づき策定された「旧杉並第八小学校跡地施設の整備等に係る基本計画」に基づき、令和 6 年度開設に向けて基本設計を進めました。	中央図書館
④	高円寺地域の新たな図書館整備に向けた検討	検討	杉並区立図書館整備の「14 館構想」を踏まえた高円寺地域の新たな図書館の新設や老朽化した図書館の改築について、「杉並区立施設再編整備計画」改定で具体的な展開を図っていけるよう、諸条件や候補地等の検討・調査を進めました。	中央図書館

【計画事業の主な成果(令和 2 年度)(事業の進捗に対する新型コロナウイルス感染症による影響を含む)《I》】

「杉並区立図書館サービス基本方針」に掲げる「学びの場」「楽しい交流空間」創出のため、中央図書館の改修では、閲覧席を増やすとともに、Wi-Fi や電源の供給により PC 利用ができるようにしました。また、屋外に本の広場を整備し、カフェを併設するなど区民が気軽に集え、交流できる場を提供しました。これにより、利用者満足度調査では「館内施設の利用しやすさ」で「満足」の回答が 70%を超える高い評価を得ました。永福図書館の移転・改築では、区民集会施設「コミュニティふらっと」との複合施設化により、多世代の区民が図書館資料を使いながら様々な活動を行うことができるような施設整備を行いました。

【計画事業の課題(令和 2 年度)《J》】

高円寺図書館整備に当たっては、高円寺地域における区立集会施設等既存施設の利用状況や地域特性を把握するほか、図書館としての必要な機能を確保しながら、地域コミュニティ施設とスペースの一部を共有するなど、施設全体の規模のスリム化を図るとともに、利用者サービスの向上及び他機能との効果的な連携と運営の効率化を図ることが課題です。また、当該地域の 2 館目となる図書館は整備候補地等が決まっていないため、検討をさらに進める必要があります。

【計画事業の今後の取組の方向性《K》】

高円寺図書館整備に当たっては「杉並区区立施設再編整備計画」に基づき、令和 7 年 3 月の開設に向けて、実施設計を策定し建設工事に着手するとともに、当該地域の 2 館目となる図書館整備候補地等及び老朽化した図書館の改築についての検討を進めます。

計画事業Ⅵー6 子ども読書活動の推進

【計画事業の概要(令和元～3 年度)《G》】

子どもたちが、本と親しむことを通して、思考力を高め、表現力を学び、想像力を身に付け、豊かな人間性と社会性を育めるよう、「杉並区子ども読書活動推進計画」に基づく取組を推進します。

そのため、各学校における調べ学習に資するよう、図書館と学校との連携を強化します。また、中学生・高校生等(ヤングアダルト(YA)世代)との協働により、若者が読書に興味を持てる取組の充実を図り、さらに、乳幼児や子育て世代向けの事業を実施し、乳幼児期からの読書活動を支援します。

【計画事業の実施状況等(令和2 年度)《H》】

	項目	(計画)	実施状況	事業担当課
①	区内学校との連携	調べ学習資料の貸出 実施 学校司書との連絡会 の実施 全館 調べ方講座 実施	学校司書を窓口とした調べ学習資料の貸出を各館で行いましたが、学校司書との連絡会、調べ方講座は、新型コロナウイルス感染症拡大のため実施できませんでした。	中央図書館
②	中学生・高校生向けサービスの充実	中・高校生協働企画 実施 YA コーナー※ 実施	中学校との連携により、ブックリストの作成や中学生によるおはなし会等を行いました。また、中央図書館では新たに中学生・高校生世代のためのYA ルームを設けました。	中央図書館
③	乳幼児向けサービスの充実	あかちゃんタイム 実施 保護者向け講座 実施	あかちゃんタイムを各館で実施するとともに、その時間に開催しているおはなし会等については、新型コロナウイルス感染症予防対策をとりながら行いました。子育て講座等の事業は、新型コロナウイルス感染症拡大のため実施できませんでした。	中央図書館

【計画事業の主な成果(令和2 年度)(事業の進捗に対する新型コロナウイルス感染症による影響を含む)《I》】

新型コロナウイルス感染症対策として、「行事等実施のガイドライン」を作成した上で子どもの読書に関する事業を実施しました。

区内学校への支援では、調べ学習用の資料や学級への読書資料の貸出を中心として、学校司書との連携をもとにブックリストの作成等を進めるなどにより、図書館と学校との連携をさらに強化することができました。

「子ども読書活動推進計画」の重点的取組である「中学生・高校生向けのサービスの充実」のため、中央図書館の改修時に YA ルームの設置や閲覧席の増設といった環境整備を行った結果、中学生・高校生の利用が増えました。

乳幼児向けサービスの充実については、令和2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため実施できませんでしたが、令和元年度の実績として、子育て世代向けに実施した乳幼児向けの絵本の選び方講座、わらべ歌の会やリトミックといった親子で楽しめる講座について利用者から好評を得ています。

これらの取組とともに本の展示や行事を通して、読書への興味や本との出会いを創出することにより、子どもたちが本と親しむことにつながりました。また、図書館職員が地域の児童館や子育てネットワークの活動に参加し、協働で紙芝居公演の実施等も行いなど、地域団体との協働による様々な行事により、地域における多様なつながりの中で子どもを対象とした読書活動を広げることができました。

* YA コーナー…ヤングアダルト(YA)世代向けの本を集めた棚があり、学習や読書のための居場所として自由に過ごすことができるスペース

【計画事業の課題(令和2年度)《J》】

新型コロナウイルス感染症の影響による事業の停滞を防ぐため、今までの事業を継続するだけでなく、非来館型のような新たな手法による事業についての検討が必要です。

学校図書館の充実により調べ学習資料の貸出が減ってきていますが、行事等でも連携・協力を進めていくことが求められます。学校との連携による読書活動の推進については、学校図書館だけでなく区立図書館の利用につながるようなガイダンスの方法について、済美教育センター学校図書館支援担当と共に検討する必要があります。また、中学生・高校生の図書館利用を増やすことができるよう、「子ども読書活動推進計画」の改定をもとに取組をさらに進める必要があります。

【計画事業の今後の取組の方向性《K》】

子どもたちが生涯にわたり読書を楽しみ、情報を活用していく力を身に付けるため、学校への支援を継続するとともに、地域の図書館利用へとつなげていきます。また、乳幼児から中・高校生まで、世代別のサービスに取り組むとともに、誰もが読書を楽しむことができるような環境づくりを進めていきます。

計画事業Ⅵー7 体験交流事業の推進

【計画事業の概要(令和元～3 年度)《G》】

子どもたちが、多様な体験・交流を通して学びの成果を高めるとともに、その成果を地域社会に還元することを通して、健やかな成長を図れるよう、体験交流事業を推進します。

そのため、「杉並区次世代育成基金*」を活用した各種事業を実施します。

【計画事業の実施状況等(令和 2 年度)《H》】

	項目	(計画)	実施状況	事業担当課
①	中学生海外留学事業の実施	実施	中止(新型コロナウイルス感染症拡大の影響のため)	済美教育センター
②	中学生小笠原自然体験交流事業の実施	実施	派遣団の規模の縮小、現地における体験プログラムの変更など、新型コロナウイルス感染症対策を行い、17 人の生徒を令和 3 年 3 月 21 日～26 日の日程で派遣しました。	済美教育センター
③	小学生名寄自然体験交流事業の実施	実施	派遣団の規模の縮小、現地における体験プログラムの変更など、新型コロナウイルス感染症対策を行った上で、15 人の児童を令和 2 年 12 月 26 日～28 日の日程で派遣しました。	生涯学習推進課

【計画事業の主な成果(令和 2 年度)(事業の進捗に対する新型コロナウイルス感染症による影響を含む)《I》】

中学生海外留学事業は令和 2 年度の実施を中止しましたが、現地校と区立中学校生徒によるクリスマスカードの交換など、可能な範囲で交流を行うことで、視野を広げ英語で交流することの意欲をさらに高めることができました。令和元年度までの取組では、現地での体験活動を通して国際感覚や英語でのコミュニケーション力など、国際社会に必要な資質を形成してきました。

中学生小笠原自然体験交流事業は、規模の縮小や体験プログラムに変更があったものの、これまでと同様に、派遣生徒にとって、杉並区とは異なる大自然との感動的な出会いや自然と人間の共存という大きな視点から環境問題を考える機会とすることができました。また、小学生名寄自然体験交流事業についても、派遣規模を縮小するとともに体験プログラムを変更し実施しました。出発日の荒天の影響により行程に大幅な変更がありましたが、日頃より雪とともに暮らしていない杉並の児童にとっては自然の厳しさを実感する体験となりました。3 日間の体験を通して、自然の雄大さや大切さ、さらに文化や産業の違いと良さを認め合う貴重な機会とすることができました。

体験交流事業は子どもたちにとって、地元の人たち等との交流の機会となり、また、普段経験できない貴重な体験とともに、成果報告会において現地での経験や考えを広く伝えることができるなど、事前学習や成果発表により学びを深めることで学びの成果を高めることにつながっています。

【計画事業の課題(令和 2 年度)《J》】

体験交流事業は多くの子どもたちの貴重な体験と交流の機会となっており、学びの成果を高めていることから、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期したうえで、派遣期間中の学びとともに事前事後の学びの機会を確保していくことが重要です。

【計画事業の今後の取組の方向性《K》】

子どもたちの様々な体験の機会や活躍の場づくりを担う事業として、引き続き実施していきます。今後も事前学習の機会を捉えて、派遣先のことを学び現地向かうことで、より充実した体験の機会としていきます。また、学習成果発表会の場を通じて、学んだことを言葉にして表現することで、子どもたち自身の学びを深めるとともに、発表を聞いた他の子どもたちへも学びを提供していきます。

コロナ禍においても、派遣先との情報交換等を密に行い、安全な実施に向けた準備を行うとともに、中学生海外留学事業においては、派遣先の現地校と今まで築いてきた関係が途切れないように、交流を続けていきます。

* 杉並区次世代育成基金…次代を担う子ども・青少年の国内外のスポーツ、交流、芸術などの事業への参加を支援するための基金

2 学識経験者評価

【 立正大学社会福祉学部子ども教育福祉学科
大 竹 智 教授 】

1. 総括評価

今年度の評価については、新型コロナウイルス感染症の影響により当初予定をしていた事業や調査などが実施できない状況であった。そのような中であって、現場では「杉並区教育ビジョン 2012 推進計画」に示された目標Ⅰ～Ⅵについて、各目標(計画の指標を含む)の達成に向けて努力している姿勢が見られた。

また、評価をするにあたって各目標は「杉並区教育ビジョン 2012」で掲げた目指す教育「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」のもとに、「目指す人間像」「取組の視点」「取組の方向」という全体像の中に位置づいていることを、改めて意識して行うことの大切さを再認識した。計画の内容も評価も「木を見て森を見ず」になってはならず、今年度の評価にあたって、担当部署においては常に森を見て一つ一つの事業を意識し、実施されていたと思われる。

これらを踏まえたうえで、杉並区の教育については目標達成に向かって確実に、さらに具体的に課題解決に向けた取り組みがなされている。また今年度については細かいところでは「不登校児童・生徒出現率」は上昇しているが、全体的には良く取り組まれている。次年度に向けては、「意識改革」、「働き方改革」をはじめ、各目標のところで記載されている「計画事業の課題」及び「事業計画の今後の取組の方向性」を踏まえ、取り組んでもらいたい。

2. 「教育ビジョン」を考えるうえで大切にしたい視点

(1) あるべき「子ども像」から正しい「子ども観」の共有

これまで私たち大人は、子どもたちにあるべき姿、目指すべき子ども像(「〇〇できる子」「〇〇な子」等)を掲げ、そのことに何の疑いを抱くこともなく、一心に取り組んできたように思う。しかし、今日では大人が作った枠組みに向かって行くこともできず、生きづらさを感じながら生活している子どもたちがいることもわかってきた。このような中で、増山均(早稲田大学名誉教授)は、「子どもが親や教師に従属する存在ではなく、ましてや国家による教育の支配下にあるのではなく、一人の人間、人格の主体として尊重されること、生活と人生の主人公であり、幼いながらも社会の重要な構成員である」とらえる『子ども観』をもつことが重要である。」と述べている。今後は、教育ビジョンにおいてもこのような「子ども観」を共有し、一人ひとりの違いを認め、それぞれの自己実現を目指して対応していく視点が求められている。

(2) 「子どもの権利条約」の精神の共有

わが国は 1994 年に国連の「子どもの権利条約」に批准した。この条約では、「子どもの最善の利益」とは何かを社会や大人が考えることを求めている。これまでも子どもに与えられていた「生きる、守られる、育つ」という受動的権利に加えて、「参加する」という能動的権利(子どもが権利を主張できる)が新たに加わった。代表的なものが第 12 条「意見表明権」(子どもが年齢や成熟度に応じて自由に意見を表明できること、および子どもが意見を聴かれることの保障)である。このことを踏まえ、

国立成育医療研究センターが2020年5月に実施した第1回「コロナ×こどもアンケート」全国オンライン調査の結果の中で、「こどものことを決めるとき、おとなたちはこどもの気持ちや考えをよく聞いていると思いますか？」の質問では、「あまりそう思わない」または「全くそう思わない」と回答していた割合は、小学校低学年で15%、高学年で25%、中高生で42%であった。さらに、「おとなたちに言いたいこと・伝えたいこと」の自由記述では、「おとなのひとはおさけをのみにいけるのに、こどもがあつまってあそぶのはダメなのはなんで？(小学低学年)、大人だけでいろいろ議論しないで、子どもの気持ちも聞いてください(小学高学年)、子どもも学校のコロナ対策に参加したい。決められたことしかしないのはおかしい(中学生)、学校は勉強だけでないです。その他の時間の方が大切なことを知ってほしい(高校生)」などの声が上がっていた。この子どもの声からも明らかなように、参加することやその結果の説明がなされていないことが、子どもの不満にもなっている。子どもの権利条約の精神は、子どもにとって「一番いいこと」を考え合うことであり、この視点も大切にしたい。

(3)「遊び」の意義と質を考える

子どもの育ちに大切なこととして、人間らしい心の発達があげられる。その中で、「生きる力」が求められている。「生きる力」とは、生きる意志、意欲、主体性、創造力、計画力、自己抑制力、道徳規範の意識などを指す。これらを獲得するために必要なこととして、多様な社会関係に身をおき、多様な社会的体験をするための機会を与えることが大事であると言われている。そして、その力をつけるために必要なこととして乳幼児期・学童期の「遊び」があげられる。さらに、遊びにも、その質の大切さが求められている。その質とは、神谷明宏(聖徳大学短期大学部教授)によると「異なる学校の、異なる学年の友達による、行動パターンも考え方も違う、異年齢集団との中での人間関係の体験こそが重要である」としている。特に乳幼児期・学童期に関わる支援者には、「遊び」の意義と質を考えて取り組む視点が求められる。

(4)学校を「開く」～地域社会と共に育てる

自立した大人とは「他人を援助することのできるような生活を営むために必要な能力、知識、技能を身につけた存在である」と言われている。このように、「自立」とは自分のことだけではなく、他人を援助することができることをも含んでいる。そして、子どもがこのような自立した大人になるために必要な感覚として、ランゲフェルドは「より広い公的な世界において子どもがこのような大人になる道程においては、自らが安全であるという安全性の感覚と、人と人との間の関係への信頼性の感覚、そして、安全性と信頼性が継続しているという継続性の感覚が重要である」としている。このような感覚を得られるために、家庭の中だけではなく、地域社会の中でも得られるような環境を作っていくことが求められている。さらに、子どもが持つ感覚で最も必要なものは「自己有用感」、「自己肯定感」であると言われている。これらの感覚を獲得するためには、人の役に立つこと、褒められること、感謝されること、認められること、頼られること、必要とされること等を日常生活(学校生活も含む)の中で体験することである。このような機会をいかに子どもとの関わりの中で与えられるかを考えることが大切である。

最後に、コミュニティ・スクール(CS)の取組について述べたい。福岡県のある中学校では、子どもたちの深夜徘徊や万引き等の問題を抱え、これらの問題を解決するためには学校だけの力(教育)では担えないと考えた。そして、CSを立ち上げ、地域住民と共に学校の抱えている問題を共有し、その解決に地域住民が協力(地域パトロールや地域行事への生徒の参加等)した。その結果、「生徒が地域の大人と顔見知りになり、地元への貢献を感謝されることで、自尊感情や規範意識が高まった」「CSとなることで地域、学校、家庭の連携が深まり、子どもも学校も町も変わった」という。天笠茂(千葉大学名誉教授)はコミュニティ・スクール(CS)の導入について、「地域社会の関係希薄化、子どもの社会性の育成などの問題が複雑に絡み合う中、CSは地域と学校が共に取り組むシステムであり、ツールになり得る。」と指摘している。杉並区においても、「学校」という組織が、ハード・ソフト両面において「開く」という視点を持ち、CSの制度を生かしていくことを期待したい。

新しい教育ビジョン

杉並区は 2021 年に新しい教育ビジョン(教育振興基本計画)を策定した。このビジョンは、これまでのビジョンにはない大きな特徴がある。それは、10 年後のあるべき社会像や子ども像を描き、それを実現するための計画を立てるのではなく、子どもを含めて私たちがこれからの社会を生きる上で譲ることのできない価値を描いた上で、あるべき教育の姿を区民一人ひとりが常に模索し、創造することを基本として、私たち一人ひとりが大切にしたい教育を掲げるとともに、そのために区民が当事者として心がけ、取り組むべきことを提案し、かつ今後の教育行政の方向性を示す指針または拠り所として策定されたということである。

この場合、譲れない価値とは、一人ひとりの生命と尊厳であり、それを守り、尊重し、実現する社会のあり方としては多様性と共生、そしてそのためには教え-教えられるという非対称な関係ではなく、学び合うという対称の関係に加えて、学んだら教え合うという新たな対称の関係をつくりだすこと、このことが教育施策と実践に求められることとなった。つまり、誰もが自分の人生の主演として生命と尊厳を守られ、尊重され、社会をつくり、人生を謳歌すること、それを区民一人ひとりが互いに認め合い、支え合い、営み合って実現すること、このことが新しいビジョンの基本的な理念の枠組みとなったのである。

この理念を体現したタイトルが「みんなのしあわせを創る杉並の教育」である。このタイトルにはまた、主語の大きな転換が含まれている。つまり For All から By All へ、教育の基盤的な整備を行政が行いつつ、区民がともに自分の人生と社会をつくる自由を認めあう、そのためにこそ学びを区民自身が生み出し、交流し、組み換え、互いに保障し合う、そういう関係の中で、みんなのしあわせをみんながつくる社会を創り出すこと、このことが教育に託されたのである。

それはまた、教育という営みが、区民一人ひとりの「学び合い」「教え合い」として公共財化されるとともに、ともにによりよい社会を創り出すという共通善の実践を、「学び合い」と「教え合い」の実践に託したのだといってもよい。

「諦め」の広がり

杉並区教育振興基本計画審議会においてこの新ビジョンを策定するに当たっては、審議会委員の中に共有された強い思いがあった、と会長であった筆者は受け止めている。それは、いま日本の社会に生きる子どもたちが将来に希望を持てなくなっている、つまり「諦め」に囚われているのではないか、という危機感であり、それを乗り越えて、子どもたちが希望を持てる社会をつくるための教育とくに学校教育の在り方を模索する、そのことを自らの課題とする、ということである。

たとえば、2020 年の小中高校生の自殺者は 499 名となり、1978 年の統計開始以降最多だった 1986 年の 401 名を大きく超えた。この自殺者数の増加には、顕著な特徴があるといわれる。つまり、生きることの阻害要因が大きくなることよりも促進要因が縮んでしまうことで、「死にたい」というよりも、「生きていたくない」「消えたい」という感情が強まっているというのである¹。

これにかかわって、最近、「親ガチャ」という言葉が、若者の間で急速に広まっていることが気にかかる。「親ガチャ」とは、カプセルトイの「ガチャ」で、どのトイが出てくるのか選べないかのよう

て、親が決まっている自分の境遇を、そう表現し、それが当たった、ハズレた、つまり自分が望む親だったのか、そうでないのか、という言い方で、自分の状況を揶揄しつつ、受け入れるという気持ちを表す言葉である。しかも、「親ガチャ」の主題は、若者自身つまり「親ガチャ」を回しているのは自分なのであり、親に仮託して、自分の境遇を揶揄し、諦め、しかも自分でなんとかしようと思わない、「仕方がない」、自己責任だとして納得しようとする言説として広がっている。

学校本来の機能の不全化

「親ガチャ」の背後にある「諦め」の大きな原因は、肌感覚としても支持される経済的な格差の拡大であろう。日本では、社会階層と移動に関する調査研究が 1955 年から大規模に進められていて、約 60 年間の調査結果の蓄積がある(SSM 調査)。この調査によれば、社会経済構造の変動の影響によって生じる世代間の階層移動を示す絶対移動率を見ると、高度成長期には農業から都市のホワイトカラー・ブルーカラー層へ、さらにブルーカラー層からホワイトカラー層への移動が見られ、1990 年代のバブル経済崩壊後は、自営業からホワイトカラー層への移動が見られ、近年では、上層ホワイトカラー層から下層ホワイトカラー層へという下降移動が増え、しかも上層ホワイトカラー層内部では、競争が激化しているのである²。

その上、社会的な経済階層は学校によって世代間で再生産されるという古典的な議論があり³、その知見は社会学や教育社会学などの研究で、根強い支持がある。最近では、貧困は学校によって世代間で再生産されるという議論もある。このことは、学校がすでに階層の流動化においては本来の機能を果たさなくなっていることを示している。

学校とは本来、「親」は選べないからこそ、個々の家庭から子どもたちを切り離して、人為的につくられた均質で画一的な時空間に囲い込んで、一律に同じ教育内容を与えることで、平等な条件をつくり、学校の成績は努力によって向上し、自分の人生は自分でつくることができるという希望をつくりだして、生活の改善と経済発展そして社会の安定を実現する制度という性格を持ったものでもあった。しかしいまや、学校が、選べない「親」によってつくられている格差を拡大するような、不平等の再生産機構となってしまっているように見える。そして、子どもや若者たちは、「親ガチャ」を回し続けては、その不平等をも、結果を自己責任だとして引き受けようとする事態となっている。

共に学び共に支え共に創る教育

これら日本社会における子どもと学校をめぐる状況を考えたとき、杉並区の教育はこれからどうあるべきなのだろうか。杉並区の教育行政は、「共に学び共に支え共に創る」を目標として様々な改革に取り組んできた。今日、その基盤の上に立って、人生 100 年時代における学校の在り方を模索し、さらに多様性と共生を充実させようとする動きを強めている。それは、今回の点検評価の項目においても明らかであり、その点は評価に値する。

より具体的には、学校教育が子どもたちの人生 100 年の初期にしかかかわれないことを受けて、就学前教育から義務教育にわたる一貫した教育指導を打ち立て、「学びの構造転換」として一貫性・系統性を重視しつつ、学校種別の特色や子どもたち一人ひとりの特性に合わせた学びを保障する取り組み、そしてそれらを実践において実現するための教職員の関係づくりに、まず上記の点を見ることができる。その結果、現下の学びが学校における学習のみならず、自分の人生とどのようなかかわりを持っているのか理解している子どもの割合が高まっている。教職員の間でも、あらゆる教科に子どもたちの主体性を重視した多様な学びを浸透させる必要が認識されており、探究的学

びを多様性と共生へと結びつける試みがなされることにつながっているものと思われる。

さらに、学校環境の整備とくに ICT 環境の整備、図書館の拡充も進められ、個別学習と学び合い・教え合いによる対話的な学び実践への条件整備も進められ、また地域との連携も重視されており、コミュニティスクールの実質化の動きも顕著である。

このことはまた、特別支援学校・学級における教育やいじめ・不登校に対する対応などへと活かされていくものと考えられる。

総じて、これまでの取り組みによって、杉並区の学校では子どもたちがこの社会の一員として、多様な他者とのかかわりにおいて、自分の人生を創造していくための基礎的な力を養うことに結びついており、「共に学び共に支え共に創る」教育の理念は、関係者の努力によって、基本的に着実に実現してきているものと評価し得る。

みんなのしあわせをつくる教育

しかし反面で、これらの点検評価に関する議論は、従来の学校の在り方を基本的枠組みとしてなされているものとはいえないだろうか。すべての子どもたちに等しく学ぶ機会を提供するといういわばインフラの整備の基礎の上で、それぞれの子どもが個別性を重視する学びの環境の提供と支援を受け、その成果を私物化するのではなく、みんなのものとして公共化し、それがまた個人の学びを促進する好循環をつくり出すことが求められる。そのためには、一旦、「学校」という機能をこれまでの学校観から解放し、社会そのものに拡大してみることも必要ではないだろうか。

このことの必要は、地域社会が政策的な焦点となっていることにも示されている。福祉政策では社会的福祉と地域共生社会づくりが重視され、そこでは子どもを含めた住民の学びの重要性がとらえられている。社会保障政策も全世代型保障へと舵を切ろうとしているが、その前提条件として、地域社会における住民の学び直しと支え合いが重視されている。そこでは、学校を含めた社会全体における学び合いと教え合いが求められることとなる。それはまた、否応なく GIGA スクール構想などとも連携しつつ、個別の学びを公共財へと開くこと、つまり「学び」の公共化と社会全体のいわば「学び」化がとらえられることとなる。

そのような社会では、それぞれの子どもや区民の個性や特性は、個人のものでありながら、社会の公共財となり、それぞれのしあわせをつくることが、他者がしあわせをつくることを支えることにつながる関係がつけられることとなる。新教育ビジョンが、Education for All つまり学びのインフラ整備を基盤として、Education by All つまり誰もが学び合いと教え合いの主人公になることを主張し、それを City by All つまり区民全員による自治と共通善の実現を提起したこと、そしてそれが学校に託された期待であること、そのことの意味を改めて考えたいと思う。

¹ 日本財団ジャーナル 20210319(<https://www.nippon-foundation.or.jp/journal/2021/55066>)

² 石田浩・三輪哲「階層移動から見た日本社会-長期的趨勢と国際比較-」、『社会学評論』第 59 巻第 4 号、2009 年

³ たとえば、S. ボウルズ、H. ギンタス、宇沢弘文訳『アメリカ資本主義と学校教育-教育改革と経済制度の矛盾』(1)(2)、岩波書店、1986 年(1)、1987 年(2)

3 総括評価

今年度の点検・評価においては、学識経験者との意見交換を2回実施しました。第1回は、教育委員会事務局が行った目標別評価について説明し、学識経験者から意見や助言を聴取しました。その意見交換を行った上で、学識経験者から前項の「学識経験者評価」をいただきました。

それらを踏まえ、以下のとおり教育委員会事務局が自己評価を総括し、第2回において、学識経験者に対し、総括評価を含めた全ての点検・評価結果を報告しました。

(1) 現ビジョンの目標達成に向けた成果と課題

ア 自己評価の総括

教育委員会では、平成24年から現ビジョンの下に、子どもから大人まであらゆる人々の参画と協働により、まちそのものが生涯にわたる学びの場としての“学校”になる未来を見据え、全ての区民が「生涯にわたり学び続け、自分たちでまちをつくることのできる力」を育み、いいまちといい学校が共に育つ「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」の実現に取り組んできました。

点検・評価の対象年度である令和2年度は、コロナ禍においても子どもたちの健やかな学びを最大限保障していくため、学校における感染症対策を徹底して行った上で教育活動を進められるよう支援しました。また、現ビジョンの基本目標実現に向けた総仕上げの取組を進めるとともに、区の新たな基本構想策定との整合を図りながら新たな「杉並区教育ビジョン2022」(以下「新ビジョン」という。)の策定に着手した年でもありました。

今年度は、新ビジョンの策定にあわせて、これに基づく行動計画としての新推進計画を策定するに当たって、現推進計画における取組を踏まえる必要があることから振り返りを目的とした点検・評価を行い、この結果を活用し、新推進計画の策定につなげていくこととしました。このため、現推進計画の主な計画事業を対象として実施しました。

主な取組としては、目標Ⅰにおける就学前の遊びを通した学びを円滑に義務教育へつなぐとともに、義務教育9年間の一貫した理念に基づく教育を行いました。また、目標Ⅱ及び目標Ⅲに記載のとおり、教員の指導力の向上を図るとともに、学校司書の全校配置や専門事業者による部活動指導の仕組みづくりなど区独自に外部の専門的な人材の力を生かした取組を進め、教育活動の活性化と学校の教育力を高めました。さらに、目標Ⅴに記載のとおり、全ての児童・生徒が1人1台専用できるタブレット端末の配備の実現など時代の流れに即応した学校の施設・設備等を計画的に充実させてきました。これらのほか、目標Ⅲ及び目標Ⅳに記載のとおり、家庭と地域と学校が教育の重要な担い手として、子どもたちの学びと成長について目標を共有して信頼関係を育みながら、子どもの学びを共に支える教育を進めてきたことも挙げられます。

これらの成果を総括すると、それぞれの学校・地域において、子どもたちの豊かな成長に向けた機会を確保し、地域の特色を生かす様々な教育活動が行われており、子どもたちが長い人生を、自信を持って切り拓くための基盤を築くことにつながることができたと考えられます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う一斉休校で、子どもたちにとって地域に学校があることの重要性が改めて認識されることとなり、みんなで地域の子どもたちを育てるとの思いの下、地域の方々が学校の消毒活動の支援を申し出てくれるなど、地域・学校の連携・協働が広く深いものになっていると考えられます。

また、子どもから大人まで全ての人にとっての学びについて主な取組として、生涯学習・社会教育において目標Ⅵに記載のとおり図書館の改修や情報化の推進により図書館サービスの更なる向上を図るとともに、各講座等はオンライン開催へ変更するなど、感染防止対策に工夫を講じて可能な限り実施して学びの機会の確保に努めました。また、区民の生涯学習と、地域と共に在る学校づくりを目指した様々な事業・取組と相互連携を図りました。

これらの成果を総括すると、生涯誰もが学び続けることができ、その成果を活かせる地域づくりのため、新たな学びのつながりを生みだすことができたとともに、学びの成果を活かして活動に取り組む人々の裾野を広げることにつながっていると考えられます。

他方、課題と今後の取組の方向性としては、子どもたちが、変化し続けるこれからの時代を生きていくために必要となる力を育んでいくために、現ビジョンで大切にしてきた地域と共にある学校づくりとともに、幼保小連携・小中一貫教育において子どもたちが探究の主体となって自分らしい学びと他者と協力する学びを一体的に充実させていく必要があると考えています。また、区民の社会参加活動について、既存の活動経験者の結束を固めることに加えて、まだ活動に参加していない区民とのかかわりやつながりを豊かにしていくことが課題であるため、オンラインも活用するなど様々な手法によるきっかけづくり等の取組を検討していきます。加えて、地域の公共財である学校を他者とつなげる「学びのプラットフォーム」として有効活用を進めるとともに、学び合いと教え合いの場となる学校や社会教育施設の環境を整備・充実していく必要があると考えています。これらのほか、コロナ禍において得た経験を踏まえ、教育の更なる質の向上のため、対面とオンラインのどちらの良さも適切に組み合わせて生かし、タブレット端末を有効に活用した教育活動や研修のデジタル化の推進についても、引き続き実施していきます。

イ 学識経験者からの意見・助言、今後の取組

以上の自己評価について、学識経験者から、第 1 回説明会及び学識経験者評価において、以下の意見・助言がありました。

【主な意見・助言(趣旨)】

- ① 正しい「子ども観」を共有し、一人ひとりの違いを認め、それぞれの自己実現を目指して対応していく視点が求められる。
- ② 子どもにとって「一番いいこと」を、子どもと考え合うことを大切にすべきである。
- ③ 乳幼児期・学童期に関わる支援者には、「遊び」の意義と質を考えて取り組む視点が求められる。
- ④ 子どもが持つ感覚で最も必要だと言われる「自己有用感」、「自己肯定感」を獲得するため、人の役に立つこと等を日常生活で体験する機会を与えることが大切である。
- ⑤ 「学校」という組織が、ハード・ソフト両面において「開く」という視点を持ち、CSの制度を生かしていくことを期待したい。
- ⑥ 学校においても、すべての子どもたちが学びの成果を私物化するのではなく、みんなのものとして公共化し、それがまた個人の学びを促進する好循環をつくり出すことが求められる。新ビジョンにおいて、教育という営みが区民全員による「学び合い」と「教え合い」として公共財化されるとともに、ともによりよい社会をつくり出すという自治と共通善の実現を提起したことの意味を、改めて考えたい。

これを受け、①②については、子どもたちのそれぞれの自己実現を支援していくため、子どもたちの声を受け止め、地域の中で子どもと大人のやりとりを生み出す取組を促しながら、子どもたちが地域の一員として参画する学びの場の充実に努めていきます。

③については、子供園においては、主体的な遊びを通して、何かをやり遂げたり、他者へ共感したりするなどの力を育んでいます。また、保育施設においても、子どもの能動性や自発性を尊重し、集団遊びや協同的な活動を通して、乳幼児期の子どもの成長を支えています。そして、就学前教育で培ったこれらの力は小学校において、自信や誇りを持たせたり、周りの友達と協力して課題を解決したり、我慢強く最後まで取り組んだりすることにつながっており、これまでも、あらゆる教育活動の中で発揮されていると考えています。

④については、子どもたちが自らの良さを自覚し、自信をもって社会へ参画していくために、その基盤となる「自己有用感」「自己肯定感」を高める教育を充実させることは重要であると考えています。学校においても、様々な学習や行事を通して努力や達成感、成長への喜びなど、自らの良さや可能性を子どもたちが実感し、自分を肯定的に認めることができるように促しています。また、地域の中で多様な人とかわる活動を通して、周りの人に役立っていることや、地域の大切な一員であることを理解できるようにしています。これからの社会を生き抜く子どもたちに、地域・学校が協力し、「自己有用感」「自己肯定感」をはじめとする生きる力を身に付けさせていきます。

⑤については、地域と共にある学校づくりにおいて、学校の十分な理解の下で学校施設や教育活動が広く地域に開かれていることが重要な点であることから、地域と学校が協働している好事例の紹介や学校管理職向け研修会などを実施していきます。また、身近な学校を、様々な人が集い、豊かな学びや文化等に親しめる「学びのプラットフォーム」として、誰もが気軽に活用できる仕組みづくりを検討していきます。

最後に、⑥については、新ビジョンに掲げた「みんなのしあわせを創る」教育を考えることが、何のために学ぶのかということを一歩ひとりが考えるきっかけになると考えています。子どもたちを含む全ての区民が「みんなのしあわせを創る杉並の教育」のために何が必要かを念頭に置いて、力を合わせていくことが大切です。今後は、区民と区が、みんなのしあわせをみんなで創る教育を実践し、学びの成果の贈り合いが広がるよう、取り組んでいきます。

(2) 新ビジョンを踏まえた今後の展望

教育とは、人や自然、社会とのかかわりを持ちながら、自らの可能性を最大限に伸ばし続け、その学んだことを次代へとつなげていく営みであり、どの時代においても変わるものではありません。こうした原点に立ち、この間、「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」を目指して取り組んできた現ビジョンが令和3年度末で終期を迎えます。今回の点検・評価で明らかにした成果と課題は、現ビジョンを基盤として発展継承する新ビジョンで示した教育行政の取組の方向性に基づく新推進計画につなげる必要があると考えます。

杉並の教育の特徴の一つに、学校運営協議会や学校支援本部を始め多くの地域の方々が、様々な形で教育に関わってくれていることがあります。新ビジョンの策定に向けて、何を大切に学ぶのか、これからの杉並の教育を共に考えるために実施した区民アンケートやすぎなみ教育シンポジウム2020に

において数多くの意見が寄せられたことは、杉並のこれからの教育に対して高い関心が持たれていることの表れであると考えます。そこには、子どもから大人まで自分はこうしたい、自分はこんなことができるとの当事者としての意見やアイデアがあふれています。特に、子どもたちの「望む学校」については、みんなにとってどうか、誰もがといった他者をも尊重する意見が多く寄せられました。これらの意見から、子どもたちも多様性と社会的共生が基本となっていることを伺うことができ、また、望む学校、望むまちの実現のために自分にできることがあると考え判断し、当事者として行動するアイデアが寄せられていることから、現ビジョン下の教育の成果が表れていることを心強く感じた大人は多かったと思います。

子どもたちの学びと成長の機会を整えるとき、当事者である子どもが、率直に話することができる環境において思いを尊重され、主体性を持った活動を大切にされる必要があります。そして、現ビジョンで育んで来た「つながり」と「生かし合い」を大切にしながら「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」を目指してきたことを土台に、全ての子どもと大人が、互いを認め合う関係の中で自分らしさを生かして、学び合い、教え合い、一人ひとりが、みんなと、「みんなのしあわせを創る杉並の教育」を考え実践することが、杉並の教育をより発展させることにつながると考えます。

このため、教育委員会は、新ビジョンが区民に浸透するよう周知や共通理解を図っていきます。また、教育施策の担い手としての実践と、区民がみんなのしあわせを創る教育を実践することの支援をすることにより、組織横断的に連携を図りながら、質の高い教育が持続発展するよう、新推進計画において、教育環境の着実な整備等を進める具体的な取組を示していきます。

**令和３年度
杉並区教育に関する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価（令和２年度分）報告書**

令和３年 11 月発行

編集・発行 杉並区教育委員会事務局庶務課
〒166－8570 杉並区阿佐谷南一丁目 15 番 1 号

TEL (03)3312－2111(代)

☆杉並区のホームページでご覧になれます。<https://www.city.suginami.tokyo.jp>

登 録 印 刷 物 番 号

0 3 － 0 0 6 8
